

第40回宍粟市議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 平成23年3月1日（火曜日）

招集の場所 宍粟市役所議場

開 会 3月1日 午前9時30分宣告（第1日）

議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 総務文教常任委員会視察研修委員長報告
- 日程第 4 民生生活常任委員会視察研修委員長報告
- 日程第 5 第 77号議案 宍粟市自治基本条例の制定について
- 日程第 6 第 78号議案 宍粟市信頼される市政のためのコンプライアンス条例の制定について
- 日程第 7 第 79号議案 宍粟市医師修学資金貸与条例の制定について
第 80号議案 公立宍粟総合病院看護師等修学資金貸与条例の制定について
- 日程第 8 第 81号議案 宍粟市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 第 82号議案 宍粟市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 第 83号議案 宍粟市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び宍粟市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 第 84号議案 宍粟市福祉医療費助成条例及び宍粟市少子化対策事業助成条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 第 85号議案 宍粟市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 13 第 86号議案 宍粟市介護保険条例の一部を改正する条例について

日程第14	第87号議案	宍粟市夜間応急診療所条例の一部を改正する条例について
	第91号議案	宍粟市山崎保健センター条例を廃止する条例について
日程第15	第88号議案	宍粟市農業委員会の選挙による委員の定数及び選挙区設定条例の一部を改正する条例について
日程第16	第89号議案	宍粟市営住宅条例の一部を改正する条例について
日程第17	第90号議案	宍粟市立学校設置条例の一部を改正する条例について
日程第18	第92号議案	宍粟市千種オフトーク通信施設条例を廃止する条例について
	第93号議案	宍粟市千種高度情報通信施設条例を廃止する条例について
	第94号議案	宍粟市千種テレビ共同受信施設条例を廃止する条例について
日程第19	第95号議案	福知溪谷休養センター及び福知多目的ドームに係る指定管理者の指定について
日程第20	第96号議案	兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について
日程第21	第97号議案	平成23年度宍粟市農業共済事業に係る事務費賦課総額及び賦課単価について
	第98号議案	平成22年度損害防止事業実施に伴う特別積立金の取崩しについて
日程第22	第99号議案	平成22年度宍粟市一般会計補正予算（第5号）
	第100号議案	平成22年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
	第101号議案	平成22年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
	第102号議案	平成22年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
	第103号議案	平成22年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
	第104号議案	平成22年度宍粟市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

	第 105号議案	平成22年度宍粟市農業共済事業特別会計補正予算（第2号）
日程第 2 3	第 106号議案	平成23年度宍粟市一般会計予算
	第 107号議案	平成23年度宍粟市国民健康保険事業特別会計予算
	第 108号議案	平成23年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計予算
	第 109号議案	平成23年度宍粟市鷹巣診療所特別会計予算
	第 110号議案	平成23年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計予算
	第 111号議案	平成23年度宍粟市介護保険事業特別会計予算
	第 112号議案	平成23年度宍粟市簡易水道事業特別会計予算
	第 113号議案	平成23年度宍粟市下水道事業特別会計予算
	第 114号議案	平成23年度宍粟市農業集落排水事業特別会計予算
	第 115号議案	平成23年度宍粟市水道事業特別会計予算
	第 116号議案	平成23年度宍粟市病院事業特別会計予算
	第 117号議案	平成23年度宍粟市農業共済事業特別会計予算

本日の会議に付した事件

日程第 1	会議録署名議員の指名	
日程第 2	会期の決定	
日程第 3	総務文教常任委員会視察研修委員長報告	
日程第 4	民生生活常任委員会視察研修委員長報告	
日程第 5	第 77号議案	宍粟市自治基本条例の制定について
日程第 6	第 78号議案	宍粟市信頼される市政のためのコンプライアンス条例の制定について
日程第 7	第 79号議案	宍粟市医師修学資金貸与条例の制定について
	第 80号議案	公立宍粟総合病院看護師等修学資金貸与条例の制定について
日程第 8	第 81号議案	宍粟市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 9	第 82号議案	宍粟市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 1 0	第 83号議案	宍粟市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び宍粟市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調

			査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する 条例について
日程第11	第84号議案		宍粟市福祉医療費助成条例及び宍粟市少子化対策事業 助成条例の一部を改正する条例について
日程第12	第85号議案		宍粟市国民健康保険条例の一部を改正する条例につい て
日程第13	第86号議案		宍粟市介護保険条例の一部を改正する条例について
日程第14	第87号議案		宍粟市夜間応急診療所条例の一部を改正する条例につ いて
		第91号議案	宍粟市山崎保健センター条例を廃止する条例について
日程第15	第88号議案		宍粟市農業委員会の選挙による委員の定数及び選挙区 設定条例の一部を改正する条例について
日程第16	第89号議案		宍粟市営住宅条例の一部を改正する条例について
日程第17	第90号議案		宍粟市立学校設置条例の一部を改正する条例について
日程第18	第92号議案		宍粟市千種オフトーク通信施設条例を廃止する条例に ついて
		第93号議案	宍粟市千種高度情報通信施設条例を廃止する条例につ いて
		第94号議案	宍粟市千種テレビ共同受信施設条例を廃止する条例に ついて
日程第19	第95号議案		福知溪谷休養センター及び福知多目的ドームに係る指 定管理者の指定について
日程第20	第96号議案		兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団 体の数の増加及び規約の変更について
日程第21	第97号議案		平成23年度宍粟市農業共済事業に係る事務費賦課総額 及び賦課単価について
		第98号議案	平成22年度損害防止事業実施に伴う特別積立金の取崩 しについて
日程第22	第99号議案		平成22年度宍粟市一般会計補正予算（第5号）
	第100号議案		平成22年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算 （第3号）
	第101号議案		平成22年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計補正予

算（第2号）

- 第 102号 議案 平成22年度 宍粟市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第 103号 議案 平成22年度 宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 104号 議案 平成22年度 宍粟市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 105号 議案 平成22年度 宍粟市農業共済事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 2 3 第 106号 議案 平成23年度 宍粟市一般会計予算
- 第 107号 議案 平成23年度 宍粟市国民健康保険事業特別会計予算
- 第 108号 議案 平成23年度 宍粟市国民健康保険診療所特別会計予算
- 第 109号 議案 平成23年度 宍粟市鷹巣診療所特別会計予算
- 第 110号 議案 平成23年度 宍粟市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 第 111号 議案 平成23年度 宍粟市介護保険事業特別会計予算
- 第 112号 議案 平成23年度 宍粟市簡易水道事業特別会計予算
- 第 113号 議案 平成23年度 宍粟市下水道事業特別会計予算
- 第 114号 議案 平成23年度 宍粟市農業集落排水事業特別会計予算
- 第 115号 議案 平成23年度 宍粟市水道事業特別会計予算
- 第 116号 議案 平成23年度 宍粟市病院事業特別会計予算
- 第 117号 議案 平成23年度 宍粟市農業共済事業特別会計予算

応 招 議 員（20名）

出 席 議 員（18名）

- | | | | | | |
|-------|---------|-----|-------|---------|-----|
| 1 番 | 岸 本 義 明 | 議 員 | 2 番 | 寄 川 靖 宏 | 議 員 |
| 3 番 | 高 山 政 信 | 議 員 | 4 番 | 秋 田 裕 三 | 議 員 |
| 5 番 | 西 本 諭 | 議 員 | 6 番 | 岡 崎 久 和 | 議 員 |
| 7 番 | 東 豊 俊 | 議 員 | 9 番 | 大 倉 澄 子 | 議 員 |
| 1 0 番 | 實 友 勉 | 議 員 | 1 1 番 | 大 上 正 司 | 議 員 |
| 1 3 番 | 山 下 由 美 | 議 員 | 1 4 番 | 岡 前 治 生 | 議 員 |
| 1 5 番 | 山 根 昇 | 議 員 | 1 6 番 | 藤 原 正 憲 | 議 員 |
| 1 7 番 | 伊 藤 一 郎 | 議 員 | 1 8 番 | 岩 路 昭 美 | 議 員 |

19番 小林 健志 議員

20番 岡田 初雄 議員

欠席議員（2名）

8番 福嶋 齊 議員

12番 木藤 幹雄 議員

職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局 長	畑 中 正 之 君	書	記 椴 谷 米 男 君
書 記 長	尾 紀 子 君	書	記 原 田 涉 君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	田 路 勝 君	副 市 長	岩 崎 良 樹 君
教 育 長	小 倉 庸 永 君	会 計 管 理 者	釜 田 道 夫 君
一宮市民局長	西 山 大 作 君	波賀市民局長	山 本 久 男 君
千種市民局長	山 本 繁 君	企 画 部 長	伊 藤 次 郎 君
総 務 部 長	清 水 弘 和 君	市 民 生 活 部 長	大 谷 司 郎 君
健康福祉部長	秋 武 賢 是 君	産 業 部 長	平 野 安 雄 君
農業委員会事務局長	上 田 学 君	土 木 部 長	神 名 博 信 君
水 道 部 長	米 山 芳 博 君	教 育 委 員 会 教 育 部 長	福 元 晶 三 君
総合病院事務部長	広 本 栄 三 君	消 防 本 部 消 防 長	野 崎 信 君

(午前9時30分 開会)

○議長(岡田初雄君) 開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

初めに、先のニュージーランド、クライストチャーチにおける地震による被災者の皆様、お亡くなりになりました皆様に心からお見舞いとお悔やみを申し上げます。あわせて、安否不明の皆様の一日も早い確認と無事救出をお祈り申し上げます。重ねて、同国の復興の早からんことを心からお祈り申し上げます。

思わぬ豪雪に戸惑いを感じながら、新しい年を迎えました。自然の厳しさを受けとめながら、住む人はひたすら生きるすべを培ってきました。深い雪の中、時折こぼれる笑顔にしたたかなものを感じます。

宍粟市北の大地はいま少し雪の中であって、静かに春の訪れを待っています。南の大地の人々は雪解けとともに春の準備を始めます。田畑に人影を見ますと、竹やぶの中からうぐいすのささ鳴きが漏れ聞こえてまいります。やがて、それは初鳴きとなり、甲高いもずの声は遠く山里へ帰って行きます。

生きとし生けるものは与えられた環境の中で、実にきちょうめんにその役割を果たしています。私どもはまた、人としてさらに政を預かるその身を忘れることなく、平和で安全、安心なまちづくりのための議論がさらに交わされるものと期待してやみません。

本日、ここに第40回宍粟市議会3月定例会が開会されるに当たり、議員各位はもとより、市当局におかれましても、御健勝にて御参集賜り、市政発展のこと御同慶の至りであります。

とりわけ、議員各位には閉会中の行政視察をはじめ各常任委員会、特別委員会の開会と御精励いただき、誠にありがとうございました。

さて、国政にあっては、新政権が誕生して2年を経ずして先行きの不安を払拭できませんが、宍粟市にあっては、長年市民を悩まし続けてきたし尿券問題が一応の決着を見せ、いよいよ市民に信頼される揺るぎない明るい宍粟市への緒についたと実感をいたしているところであります。

今定例会が、半年間、産業建設常任委員会で議論をいただきました上下水道料金改定問題の結論をはじめ、し尿券問題も論点を異にし、宍粟市のあるべき未来の姿を聞き映る定例会になればと願うばかりであります。

とりわけ、宍粟市の規範となります自治基本条例が、議会の基本となります議会基本条例が上程される運びとなっています。

さらに、平成23年度の進むべき道の施政方針、あわせて、その予算が上程され

ます。会期中には予算特別委員会も設置され、厳しい議会になると思いますが、議員各位はもとより当局におかれましても御精励を賜り、適切妥当な結論が得られますよう心からお願い申し上げまして、開会のあいさつといたします。

ありがとうございます。

市長、あいさつをお願いします。

○市長（田路 勝君） 皆さん、おはようございます。

本日、第40回宍粟市議会3月定例会を招集させていただきましたところ、議員各位には御健勝にて出席を賜りありがとうございます。また、日ごろの御精励に対し深く敬意を表する次第であります。

今日から3月になりましたが、今年は1月中旬から2月初旬にかけて大変厳しい寒さとなり、道路や水道の凍結などで日常生活にも御苦勞いただいた御家庭も多くあったのではないかというふうに思います。

一方、今年は例年になく降雪に恵まれ、播州戸倉スノーパーク、千種高原スキー場の両スキー場では、新年早々からスキー営業が始まり、多くの方々が賑わっているところでもございます。

こうした中、市内におきましても梅の開花の便りも聞かれるようになり、改めて宍粟市の広さを感じるところであります。

さて、議員各位をはじめ市民の皆さんに大変御迷惑と行政の信頼失墜という大きな問題となっておりますし尿券不正処理問題に係る業務上横領事件の裁判につきまして、去る2月23日に判決が下されました。皆さんも御承知のとおり、本事件は有罪判決となりましたが、市といたしましては、これを受け、当該職員の懲戒免職処分と本人及び管理監督の立場にあった者への損害金の補てんに係る対応を行ったところであります。

いずれにいたしましても、長きにわたり市民の皆さんに御迷惑をおかけしてきましたこととおわびいたしますとともに、今後このようなことが起こらないよう、信頼回復とコンプライアンスの確立に向けて、全職員が一丸となって取り組む所存であることを、この場をお借りいたしまして再度申し上げる次第であります。

さて、本日から始まります本定例会は、平成23年度の予算、そして平成22年度補正予算など41の議案を上程をいたしておりますが、いずれも市民生活に直結する案件であり、宍粟市の将来像の実現に向けた重要な案件でありますので、慎重に御審議を賜り、賛同賜りますようお願いを申し上げます。

なお、平成23年度の施政方針及び予算案につきましては、後ほど詳しく説明を

いたしますが、宍粟市におきまして、地域経済の先行きに不安があり、また、雇用状況の好転の兆しが見えず、さらに税収入の減、加えて合併特例の期限切れが迫るなど、非常に厳しい財政運営を強いられる中であっても、若者の定住や教育、福祉の向上など、山積する行政課題の解決に向けて、明日の宍粟市づくりを目標に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

この思いに立った上での平成23年度につきましては、宍粟市総合計画後期基本計画の初年度であり、本格的な協働のまちづくりを推進するための仕組みづくりが今年度の大きな課題であると認識をいたしております。

これを踏まえ、果敢な挑戦に支えられた地域力の向上、行政と地域の協働による災害に強い安全・安心のまちづくり、地域資源を生かした環境に優しい環境型社会づくり、地域の魅力を創造・発信する産業・観光の振興、明日の宍粟をつくる新たな教育の創造を重点施策に、さらなる創造と挑戦の年として、個々の施策を推進してまいりたいと考えております。

議会におかれましても、格別の御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます、開会に当たりましてのあいさついたします。

○議長（岡田初雄君） 御報告申し上げます。

福嶋 齊議員及び木藤幹雄議員より、本日の会議を欠席する旨の申し出がありましたので御報告いたします。

ただいまから、第40回宍粟市議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

報告1、地方自治法第121条の規定に基づき今期定例会の本会議に説明員として出席通知のありました者の職・氏名は、お手元に配付しております議長あての報告書写しのとおりであります。

報告2、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、例月出納検査の報告書が議長あて提出されました。その写しをお手元に配付しておりますので、御高覧願います。

報告3、本日、市長から議案41件が提出されております。

これにて報告を終わります。

それでは、直ちに日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（岡田初雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第82条の規定により、議長より指名します。

6番、岡崎久和議員、7番、東 豊俊議員、以上、両議員にお願いします。

日程第2 会期の決定

○議長（岡田初雄君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月25日までの25日間としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

会期は、本日から3月25日までの25日間に決定しました。

日程第3 総務文教常任委員会視察研修委員長報告

○議長（岡田初雄君） 日程第3、総務文教常任委員会視察研修委員長報告についてを議題といたします。

総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長、11番、大上正司議員。

○総務文教常任委員会委員長（大上正司君） 皆さん、おはようございます。

それでは、総務文教常任委員会で行政視察を行いましたので、会議規則第104条の規定によりまして報告いたします。

お手元に報告書を配付させていただいておりますが、実施いたしましたのが1月24日と25日の2日間でございます。

研修先は、三重県の名張市と奈良県の宇陀市。三重県の名張市では、「ゆめづくり地域予算制度」ということについて勉強させていただきました。さらに、奈良県宇陀市では、「自主放送の運営について」ということで、研修を受けております。

出席しました委員は、総務文教常任委員6名と議長、さらに当局より企画課の課長、総務部の課長、そして議会事務局の課長、合計10名で研修に行かせていただきました。

第1日目の24日の三重県名張市におきまして受けました研修ですけれども、午後1時半から5時まで研修を受けました。

名張市の概要を言いますと、三重県の西部に位置しておりまして、大阪府や奈良県のベッドタウンとして人口が急増し、8万2,000人、宍粟市の約倍、面積は129.76平方キロ、宍粟市の5分の1と、非常に行政効率のいい市でございます。

市政が発足して50年が経過した市でございました。

研修のテーマでございますけれども、先ほど言いましたように、「ゆめづくり地域予算制度」を中心としたまちづくりの推進について勉強をさせていただきました。名張市のほうからこの研修に対して出席いただきましたのが、名張市の議長さん、それから議会事務局長、それから議会事務局の次長、そして企画財政部地域経営室の室長、以上4名の方に対応をしていただきました。

主な項目でございますけれども、「ゆめづくり地域予算制度」ということでございますけれども、国から地方へ権限や財源を移譲するというのが、「地方分権」の考え方ではありますが、権限や財源が中央官庁から市役所に移っても、住民にとって「権限や財源はお役所、いわゆる行政にある」ということには変わらないということで、名張市さんでは、都市内分権（地域内分権）というような形で、それを進めていくということで、市役所の権限と財源の一部をさらに「地域」に移すということで、行政だけでなく住民や地域づくり組織が、地域の課題解決に一緒になって取り組んでいくことができるかとされておりました。

「地域」とは、どういうふうな位置づけかということでございますけれども、名張市さんでは原則として地区公民館、名張市さんには公民館制度がございまして、概ね小学校区の範囲ということで、15の地域がありました。そこで、使途自由で補助率や事業の限定のない交付金を交付し、住民自ら考え、自ら行うことを目指して、自立的、主体的なまちづくりの機運を高め、誰もが生き生きと輝いて暮らせる地域をつくり上げたいと。行政のその支援として、ゆめづくり地域予算制度を創設したという説明を聞かせていただきました。

この使途自由に何でも地域で考えて使ってよろしいですよという交付金でございますけれども、総額は約8,000万円、その8,000万円のうち3割を均等割、それから残りの7割を人口割という形で交付されておるようでございました。

このゆめづくり地域予算制度の成果としてですけれども、行政頼みであったとか、あるいはまた補助金の意識が減ったというような説明がございました。それから、地域課題を住民自らが考え、解決するという意識が向上したというお話でございました。

今後の展望としまして、さらに地域づくりを組織だけでなく、市民活動団体や事業者などが、それぞれ行政と対等な関係のもとに、参画と連携により、地域課題を解決していこうという「新しい公」の推進によるまちづくりを進めていきたいというお話でございました。

「新しい公」とはどのようなことかといいますと、「多様な主体が支えあう社会」ということで、名張市では総合計画の基本理念に基づきまして、市民、地域組織、市民活動団体、事業者、市などの多様な主体が、互いの役割と責任を自覚しながら対等な関係のもとに、参画と連携によりみんなで支えあう社会づくりを「新しい公」と言われておりまして、行政は、さらなる簡素化、効率化を図り、より小さな行政へと行政改革を進め、この新しい時代を乗り切るために、市民などが市とともに地域社会を支える主体となり、公共サービスの受益者であると同時に担い手でもあるという意識を持っていただきまして、ともに支え合う地域社会を目指すというふうにされておりまして、自発的に「公」を担う活動が活発化しているという説明がございました。

もう1点でございますけれども、地域担当職員制度、今言いましたようなものをさらに進めていくために、地域づくり組織の安定的な継続運営を支援するために、地域づくり活動に係る情報の収集とか、あるいは提供及び助言などを行うとともに、地域課題の解決に向けた相談に応じるなど、地域の自立をサポートする、そのために地域組織ごとに管理職2名をそれぞれの地域に担当職員として張りつけてサポートをしていっておるといふような説明がございました。

名張市の関係のまとめといたしまして、住民自らが考え、自らが行き、自立的、主体的なまちづくりを進め、誰もが生き生きと輝いて暮らせる地域をつくり上げたいと。そのために行政の支援策として「ゆめづくり地域予算制度」を実施し、その活動をサポートする「地域担当職員制度」を創設、さらに市民が行政とともに支え合う地域社会づくり「新しい公」を目指していると聞かされまして、名張市さんが住民主体のまちづくりに大変積極的に取り組んでおられることを実感、痛感したような次第でございます。

本市といたしましても、「出前講座」とか「しそ元気げんき大作戦」や「まちづくり支援事業」など、今申し上げました名張市さんと類似の施策を展開されておりますが、さらにこれらを協力で推進を図り、総合計画の後期基本計画にある将来像や夢を住民全体の共通認識として、市民全員で汗を流しながら、特色あるまちづくりを推進する必要があると痛感したような次第でございます。

名張市を終えまして、次、1月の25日、2日目に宇陀市さんに10時から正午まで研修をさせていただきました。

宇陀市さんは、奈良県の北東部にありまして、平成18年1月1日に4町1村が合併して、人口が3万5,000人、面積は248平方キロで、そのうちの山林が7

2%を占めるというようなところでございまして、大体宍粟市に似たような市でございました。

研修のテーマは、宇陀市さんの「自主放送の運営について」ということで研修をさせていただきました。

宇陀市さんのほうから、我々の研修に対して出席していただきましたのは、議長、それから議会事務局の局長、それから総務課長、主任、さらに総務部の秘書情報課から課長、それから主幹、それから農林商工部まちづくり支援課から課長、それからNPO法人のメディアネット宇陀というところから理事長さん、さらに事務局の方、さらNPO法人のほうに勤めておられます議員の人、合計10名の方が出席してくださいまして、我々の研修についていろいろと御指導いただきました。

主な研修項目は、今言いましたように、宇陀市さんの自主放送の運営なんですが、宇陀市さんも本市と同様に地形的に、先に言いましたように、山林が非常に多いところでございまして、地上アナログ放送の難視聴地域が多く、デジタル放送になると難視聴地域がさらに拡大すると予想され、平成19年度から光ファイバー方式によりますケーブルテレビ施設整備事業を行い、その施設の1チャンネルを宇陀市自主放送チャンネルとして加入者に行政情報の提供を行っておられまして、その自主放送番組を市民の協働により制作することで、地域の情報化と市民相互の連携を促進させ、もって市民等の生活の向上と文化、産業、経済の振興等活力あるまちづくりに資すると位置づけられておられまして、光ファイバー方式事業等、宍粟市と同じように実施されまして、整備の事業費は約19億8,000万円、まあ20億円ほどの事業をされたということで、その自主放送の運営につきまして、本市と違いまして担当職員5名を専門に張りつけ、さらにNPO法人メディアネットというNPO法人に一部を委託されて運営をされておりました。平成22年度のこれらにかかります予算は、人件費を除きまして1,320万円余りの予算を置いて対応されておるといような状況でございました。

市が主催する行事や行政情報は、行政で制作して、市民団体が主催する行事等についてはNPO法人メディアネットさんが委託を受けて、独自の取材による番組を制作されておるといふようなことになっております。

ケーブルテレビで放映される宇陀市自主放送の「まちの話題」という番組を市民サイドの観点から取材し、できるだけ住民主催の催しを取り上げ、できるだけ住民参加型の催しを優先し、できるだけ地域や主催者に偏らないように心がけ、身近な人がテレビに出演し、だれでもサポーターになり、若者を応援し、お年寄りが楽し

める番組づくりを目指したいというふうに、これはNPO法人メディアネットさんがこういう形で委託を受けて、今言いましたような考え方で、番組を制作されておるといふような状況でございました。

まとめといたしまして、先ほどから言いますように、宇陀市さんも本市と同じような条件で、同じような整備状況でありましたが、その自主放送運営については、番組の取材から制作、さらには番組の編成まで5名の職員を配置するとともに、NPO法人に一部を委託し、市民と協働ということに重点を置き、積極的に取り組まれておりました。

宇陀市さんには、防災無線が整備されているようでありましたが、宍粟市の「しーたん通信」のような音声による行政情報は行われておりませんでした。今後、本市といたしましても、地域情報化整備事業の完成にあわせまして、より住民の皆さんに親しまれる「しーたん通信」や「しそうチャンネル」となるよう、検討を重ねていく必要があるんじゃないかなと思った次第でございます。

以上、早口で申し上げましたが、2日間にわたりまして研修をさせていただきまして、大変意義ある研修であったなと痛感しております。この2日間の研修でいただきましたたくさんの資料につきまして、事務局のほうに資料を置かせていただいておりますので、もし必要な方は御覧いただけたらと思います。

以上で、大変簡単でございますけど、行政視察の報告を終わらせていただきたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 質疑なしと認めます。

これで総務文教常任委員会視察研修委員長報告を終わります。

日程第4 民生生活常任委員会視察研修委員長報告

○議長（岡田初雄君） 日程第4、民生生活常任委員会視察研修委員長報告についてを議題といたします。

民生生活常任委員会委員長の報告を求めます。

民生生活常任委員会委員長、3番、高山政信議員。

○民生生活常任委員会委員長（高山政信君） おはようございます。大変御苦労さんでございます。

それでは、民生生活常任委員会が2月14日から15日にかけて、行政視察を行いましたので、会議規則第104条の規定により報告をいたします。

視察場所は、2月14日は香川県の善通寺市「未来クルパーク21」。視察目的といたしましては、ごみの分別、また収集など。

翌15日は、淡路市防災あんしんセンターにおきまして、消防団の運営・活動・調査等につきまして視察をいたしました。

出席議員は、私と山下、西本、大倉、岩薮、福嶋各委員及び議長であります。担当部局からは、市民生活部の大谷部長、消防部からは野崎消防長、健康福祉部からは秋武部長に随行をお願いをいたしました。事務局といたしましては、長尾係長であります。

詳細につきましては、皆様のお手元に配付をしておりますので、後ほど御高覧をいただきたいと思います。

それでは、概要につきまして報告をいたします。

まず、善通寺市「未来クルパーク21」は、不燃ごみ、粗大ごみの資源化、減量化を効率的に行い、最終処分場の延命を図ることを目的に、平成12年3月に竣工された施設であります。建設に係る費用は約26億円、処理能力1日5時間当たり21トンであります。約30年前、当時の市長の処分するだけでなく使えるようにとの方針で分別事業がスタートしており、静岡県沼津市が先進地ということで研修にも行き、婦人層の協力や市と住民が一体となることで始められております。

分別事業を始められた当初、市長自ら分別収集場を回って激励、指導されたり、また、歌でも歌いながら、できれば楽しく作業できるようにとの現場職員の発案でリサイクル音頭をつくり、善通寺祭りで踊ったりされたそうであります。

家庭から出ます資源ごみを9種類23の品目に分けており、住民の分別に対する理解がなければできないことであると感じました。

また、理解を求めるにも、今後西播磨の処理施設でも取り組まれたらという思いがいたしましたことは、リサイクルの収益金が10年間で約4億5,000万円。20年度では3,500万円ほど出ております。373ある自治会へすべて還元され、用途につきましては自治会に一任とされておる、そういった取り組みがなされておりました。

また、課題も生じているとのことでもあります。環境推進会への加入率の低下、高齢化による活動の低下、そして、施設修繕費の増があることもお聞きをいたしました。また、未来クルパーク施設内において収集物の中から自転車、衣類、家具など

使用できるものの展示販売をされていたことを申し添えておきます。

続きまして、15日は淡路市に視察をさせていただきました。

淡路市では、御存じのように16年前に発生しました大震災時の消防団の活動をDVDで鑑賞し、その役割と大切さを痛感をいたしました。あの震災の中で、被害を最小限に食い止められたのは、まちを守りたい一心で助けを待っていても間に合わない、できることからやろうと、まちの中を駆け回られたからでした。火災が起きれば大惨事になると、約800世帯のガスボンベの元栓を閉めて回ったり、地域の繋がりが強いため、だれが家のどの辺で寝ているかを思い集中的に探されたり、ひとり暮らしの高齢者名簿は消防団と民生委員が保管されていたため、スムーズな確認作業に繋がり、地震発生12時間後には行方不明者ゼロを発表できたそうであります。

宍粟市においても、台風9号の水害の際には消防力、地域力で人的被害がなかったことも評価に値するものでございます。

淡路市も高齢化が30%となっており、消防団員の確保も大変なようであります。定年制がなく、師団長クラスで平均年齢56歳、団員の平均年齢39歳となっております。団員を減らさないための取り組みといたしまして、団員へのサービス券の発行、またゴルフ大会を行うなどして、団員の確保にきめ細やかな取り組みがなされております。

現在、淡路市では災害時要援護者支援マニュアルを作成中とのことでございます。今後において、町内会、消防団、自主防災組織でも通常時から要援護者名簿を管理できるようにしたいとの説明を受けておりました。個人情報保護、プライバシーの問題もありますが、必要な情報は共有すべきであると感じました。

また、みんなで苦しみを共有しているという一体感が住民に孤独を感じさせなかったのか、心的外傷後ストレス障害の精神的症状を訴える人がいなかったのも特徴的だったそうであります。田舎でもつき合いが希薄化する中でございますけれども、やはり大切なのは地域力だと再認識をいたしました。

宍粟市におきまして、今後取り組むべき課題を勉強させていただき、大変有意義な視察であったと思っております。

以上をもちまして、民生生活常任委員会の視察報告といたします。

○議長（岡田初雄君） 民生生活常任委員長の報告は終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長（岡田初雄君） 質疑はないようでございます。質疑なしと認めます。

これで民生生活常任委員会視察研修委員長報告を終わります。

日程第5 第77号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第5、第77号議案、宍粟市自治基本条例の制定についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 第77号議案、宍粟市自治基本条例の制定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回、提案しております宍粟市自治基本条例は、地方分権社会に対応し、基礎自治体である宍粟市にふさわしいまちづくりの仕組みやルールを定めようとするものであります。平成12年4月に地方分権一括法が施行されて以来、それまで国の指示による画一的なまちづくりから、地域のことは地域に住む住民が責任を持って決めるという「住民主体」、「自己責任・自己決定」の発想が強く求められてきました。

宍粟市におきましても、国のモデルに頼ったり、国にばかり従うのではなく、的確な判断と責任のもとに宍粟市の個性、宍粟市らしさを発揮することで、市の将来像である「人と自然が輝き みんなで創る夢のまち」の実現に向けて、まちづくりの主体である市民と市民から信託を受けたまちづくりの担い手である議会と行政の3者が、それぞれの役割と責任に基づいて、持てる力を発揮し、社会を支える仕組みをつくるルールが自治基本条例であります。

この自治基本条例は、「市民主体」、「情報共有」、「参画」、「協働」を基本原則に掲げ、市民一人一人が考え、行動することをまちづくりの基本とし、市民、議会、行政が情報を共有することで、市民の方に、市の施策の計画、実施、評価に至る過程で、主体的にかかわっていただくとともに、市民同士が協力をし合って、まちづくりに取り組んでいただきたいと思いますと考えております。

この自治基本条例の実効性を確保するため、市民の皆さんに、まちづくりの主体としての役割を期待すると同時に、議員各位、そして、私をはじめ市職員に宍粟市のまちづくりに向けた的確な行動を課すものであります。参画と協働による市民自治の実現を通じて、宍粟市のまちづくりを推進するための市の最高規範として、宍粟市自治基本条例を制定しようとするものであります。

以上でございますが、御検討の上、決定をいただきますようお願いをいたします。

○議長（岡田初雄君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

通告に基づき順次質疑を許します。

18番、岩薮昭美議員。

○18番（岩薮昭美君） 御指名いただきましたので、大変この長い条文の上に難しい用語も加わっているようでございますので、主として用語について、その解釈並びに逐条条文につきましても、これはどのように理解、解釈したらいいかというようなことを中心に質疑を行いたいと思います。

いずれにいたしましても、田路市長さんが就任第一声に住民基本条例のことを申されましたが、それが具体的に上程の運びになった。あわせて当議会に上程予定でございます議会基本条例とあわせまして、これが住民福祉の増進に大きく寄与することを願い、この条文が市長の提案説明にありましたように、有効なツールになるように願っているところでございます。

それでは、逐条というわけではございませんけども、飛び飛びになりますけれども、1条から38条までである中で、特にこれはどう考えたらいいのかなということで、順を追ってお尋ねをいたします。

まず1点目は、目的のところの第1条ですけども、市民自治の実現ということがございます。この市民はストレートに住民と読み替えることができないような内容になっていると思います。住民と市民というのは、よく我々も安直に使いますけれども、市の最高法規としての基本条例ということになってまいりますと、住民という言葉と市民という言葉は、その意味するところが違っているということも当然あるわけでございます。

そのことについて用語の解釈のところを見ますと、市民、次に掲げる者を言うということで、㊶から㊸まで市内に居住する者、市内で働く者、市内で学ぶ者、市内において事業を営む者または団体、市内においてまちづくりに関する活動を行う者または団体と、こういうように、これをもって市民と言うんですよと書かれているわけですね。しかし、本当にこれをストレートに読んでいく場合に、後の文面にも市民という言葉がたくさん出てまいります。この用語の定義で本当にストレートに各条文を読んでいくと、非常に混同をすることがあります。

まず、お尋ねをするのがこの1点でございますが、まず、この㊶から㊸までに掲げられているのは国籍、年齢を問わないものであるのかと。それから、これは満2

0歳未満、いわゆる成人を対象にしたものだけでは、多分自治基本条例の内容とするところは違うだろうなというように私自身は思うわけですが、なぜかと言いますと、やはり未成年者、あるいは青少年、子どもにおいても、住民という形でこの宍粟市に存する限りにおいては、その年齢にふさわしいまちづくりに参加する、あるいは、そこで自らの意思を表明することがあっても当然いいものであろうというのが自治基本の背景にある、あるいは根底にあると思いますので、この市民と住民という言葉、同じ意味と受けとめていいのか、あるいはそうでないのかということですね。

それはどういうことかと言いますと、特に④の場合ですけれども、市内においてまちづくりに関する活動を行う者または団体というのは、必ずしも住民に限らないということも多々あるわけでございます。こういったものを自治基本条例において、市民で一くくりにするといろいろな混同が起こるんじゃないかなということでございますので、何よりもまずこの第1条、目的、定義、ここのところの解釈をお教をいただきたい、このように思います。

それから、次に、基本理念のところ、第4条でございますが、ここに①に市民主権という言葉が出てまいります。当然ながら、行政あるいは政務・法務に通じておられる方なら当然だと思いますけれども、主権という言葉は大変難しい言葉でございます。なぜこういうことを私がお聞きするかと言いますと、この基本理念は市民主権、市民の主権に基づいてまちづくりを進めることというのが、あがってございます。当然ながら釈迦に説法かと思えますけれども、主権という言葉は非常に難しいということはよく御存じであろうと思えますけれども、日本において言われていること、これは国際法とか、憲法とかということになると、この主権という言葉に対しては大変難しい解釈や分類がございますけれども、押しなべて言えることは、日本においては通常対外的な独立性をあらわすものだ。対内的には統治権をあらわすんだ。国家における、いわゆる国内においては、最高の決定力だということの概念が主権という概念でございます。憲法における主権在民とか主権国家とかいう言葉がありますが、この市民主権というのは一体どういう概念でここに書かれているのかということが2点目でございます。

それから、三つ目は、17条なんですけれども、17条にはこう書かれてございます。計画策定への参画という項でございますけれども、市の執行機関は総合計画をはじめ重要な計画の策定に当たっては、市民の意思を反映するため、市民が参画する機会を保障しなければならないと、こう書かれてございます。問題は、この保

障の意味することは、どういう行為をこの執行機関は想定されておるのか。あるいはまた、これを保障という言葉をしなけりゃならんということは、保障を担保する具体的な基準はどういうことを想定されているのかということでございます。これが三つ目でございます。

それから、次はちょっと飛びますが、第20条に住民投票という項がございます。これも非常に市長の開かれた市政を進めていくという、あるいは住民の意思を十分に確認する、透明性のある市政を進めるということにおいての条項であろうと思うのですが、このように書かれております。第20条、市内に住所を有する市民のまちづくりに関する重要事項について、市長に対して住民投票の実施を請求することができる。2項には、市長はまちづくりに関する重要事項について、広く市民の意思を直接問う必要があると認めるときは、住民投票を実施することができる。そしてまた、4項に、住民投票に関し必要な事項は別に定めると、こういうことが書かれてございます。

それで、この意味するところをお尋ねしますが、まず1点目は、当然ながら、ここに書かれているまちづくりに関する重要事項とは一体何なんだと。住民が重要事項であるから住民投票を請求することができるということが書かれているんですけども、この実施の請求の方法等が、恐らく第4項で住民投票に関する必要事項は別に定めるとこういうふうなことであろうかとは推測はするんですけども、ここらのところですね。

それから、あわせて市長が住民投票の必要があると言う重要事項というのは、市長がこれは重要事項だということを私的に判断されるのか、あるいはまた、これが市長の考える重要事項であるということを一定の基準をもって要件があるんだということを言われているのかという点でございます。

この第4項の別に定めるというのは、投票条例等のことを指しておられるのかなというように推測はするんですけども、住民投票条例というのをこの自治基本条例を頂点として住民投票条例をおつくりになるのか、あるいは住民投票の規定をその都度定められるのか、方法は二つあるかと思うのですが、これはどういうことを意味しているんでしょうかということでございます。

それから、22条でございますが、第3節の市民活動という欄に、市民公益活動というタイトルと、23条に地域活動というタイトルが分けて書かれてございます。これは、いずれにしても市民活動を捉えるところでございますが、お尋ねしたいことは、旧来の自治会組織などの、いわゆる地縁団体活動を意味している、あるいは

それをも包含しているんだと、いずれかにですね、ということであれば、それはどちらの、市民公益活動なのか、地域活動のほうに想定をされておるのか。

それと、問題はこの地域活動、あるいは市民公益活動、いずれにも市民はという書き出しになっていますけども、この市民というのは個人をあらわしている市民という意味なのか、いや必ずしも個人ではないですよということなのか、そういうことによって、この条文の読み方は随分内容が変わってくるんじゃないかなというように思いますので、そこのところをお尋ねをいたします。

それから、第4章の市政運営のところには総合計画という欄がございます。この総合計画というものは、第2項で市における最上位の計画という位置づけがなされており、これは、今までずっと言われてきたこととございます。地方自治法にも定めがありまして、今度の改正ではこういうものを必ずしも地方に自治法の中で求める必要はないということで削除されるというような話も聞いておりますが、いずれにしても、現地方自治法の中には総合計画を定めなければならないということが書かれてございます。

そこで、お尋ねでございますけども、ここで書かれている総合計画という概念は、現在の自治法に定められている従来のパターン、従来の概要、概念に基づいて総合計画という言葉が書かれているのか。あるいはまた、この自治基本条例、あるいは続く議会基本条例の制定というものを踏まえて、新たな形で市における最上位の計画なんだと、それを総合計画と呼ぶんだと、こういうことを言われているのかということとございます。

先般もいろいろと議会の中でも議論、あるいは話題になっているんですけども、現在、自治法が書いてある総合計画の概念でいうと、総合計画というのは、いわゆる将来計画、10年の総合計画ということを行いながら、財政、財源については全く欠落をしているということで、必ずしも現在の、いわゆる総合計画というものは、本当に市の将来計画に値するのかと、最高上位の計画と胸が張れるのかということが今も議論になっておりますし、今後、それはよく我々の間で、市民の間で考えなければならないということは当然でございます。そういう意味からいきまして、この総合計画という言葉はどういうことを意味しているのかということとございます。

それから、もう一つは25条でございます。行政評価という項目がございます。それは、この行政評価につきまして、市の執行機関は市民の参画のもと、政策の成果について評価を行い、その結果を政策改善に反映させるとともに、市民及び市議会に公表しなければならないということが書かれてございます。

ここで言う行政評価というのは、現在は執行機関自らが行政評価をされて、我々の手元にもその評価が公表されているわけですが、市民参画のもとということが加わった。この市民参画とは一体どういう形態を意味しているのかということをお尋ねをしたいと思います。

それから、次は、29条の政策法務というところでございます。恐らく、市の条例の中で初めてできた自治基本条例ならではの言葉遣いだとかう思うんですが、市議会及び市の執行機関は、ここからでございます、法令等、法令ということになりますと当然上位の法令、法律も意味していると思いますが、法令等の自主的かつ適切な解釈及び運用のもとという言葉が使われてございます。

通常、条例のことは法令とは使わないわけございまして、法令というのは国の法律もしくは県のいわゆる条例等を意味するんだと思いますが、これの自主的あるいは適切な解釈及び運用ということは、今、地方分権の中で言われている法令解釈のあり方が根本的に変わってきたということを今よく言われるんですが、そういう意味合いを言うとするならば、市がいわゆる法令に反しない限り法律の解釈等の運用を、いわゆる法に違反しない限りにおいては自主的に解釈し、あるいは運用することができるという、いわゆる自主権の問題でございます。そのことを意味しているのかなというように思います。

そこでまた次に、我々として非常に議会として悩ましいと申しますか、頭を抱えることが第2項に書いてございます。この政策法務ですね、市議会及び市の執行機関は、ということは市議会も含んでいるわけですね、まちづくりに関する条例の制定及び改廃について、市民が参画する機会を保障しなければならないとこう書いてあるんです。まちづくりに関する条例等は、今後議会においても政務調査費等も認められる方向にありますし、いわゆる条例の提案とか策定、こういった政策法務について自らも学ばなきゃいけないということが責任としてかかってくるわけですが、そうした場合に、市議会がいわゆる市民参画の機会を保障せよということが書かれますと、果たしてどういうことを想定するのか、この参画という言葉は用語の定義の⑥ところに参画ということがもう既に書かれてありまして、市民がまちづくりに関する重要な決定に主体的にかかわることというのを参画と言うんだということ。言葉の意味なんですね。

市議会がまちづくりに関する条例等を考えるときに、住民を、決定に主体的にかかわらせようということがここに書かれているわけです。ところが議会の場合は御存じのとおり、専門的なことについて執行機関の皆さん方には調査機関とか、審議

機関とかそういった附属機関を置くことが認められておりますので、専門的なことは、そういう外部の方々等を含めた市民の方々の参画を求めることはいとも簡単、ところが市議会におきましては、そういう調査とか、あるいは諮問とか審査とかという附属機関を設けておりません。それをもって参画という言葉の意味しているとすれば、市議会としては非常に悩ましい問題が生じる。この政策法務における第2項の市議会が市民が主体的にかかわる機会を保障せよと言われると、非常に悩ましくなるわけなんですね。どういうことを想定してここに書かれているのか。

以上の点について、用語並びにこの条文の意味するところをお尋ねしたいと思えます。

○議長（岡田初雄君） 質疑の途中であります、ここで暫時休憩をいたします。

午前10時45分まで休憩いたします。

午前10時33分休憩

午前10時45分再開

○議長（岡田初雄君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

質疑を続けます。

答弁を求めます。

企画部長、伊藤次郎君。

○企画部長（伊藤次郎君） それでは、岩薮議員の御質問に対してお答えしたいと思います。

最初に、基本理念の部分で、失礼しました。第1条の目的のところでございます。

市民の権利と責務等々の中での住民と市民との定義というふうなことでございませうけれども、いわゆる憲法における国民というふうな位置づけは、日本国籍というふうな要件とされておりまして、また、地方自治法におきましては、市町村の区域内に住所を有する者は当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とすることが規定されております。

また、2項では、住民は法律の定めるところにより、その属する地方公共団体の役務の提供を等しく受ける権利を有しており、また、その負担を分任する義務を負うことが規定されているところであります。

そういった意味において、地方自治においては、特に日本国籍の有無は規定しておらず、また、役務の提供を享受する権利と応分の負担を負うことについては、法律で定めるところによることとされていること。また、自治基本条例におきまして

も、具体的な権利であったり、責務の対象となる市民の範囲を限定する必要があるときは、内容に照らしましてそれぞれの、今後条例をつくっていきますけども、条例等で定めることとしているために、自治基本条例で市民の要件に日本国籍等々の部分の有無を入れることは現在考えておらないというふうなことから、定義といたしました第2条の㊸から㊼というふうな部分につきまして、次に掲げる者というふうに挙げさせていただいております。それから、年齢につきましてですけども、年齢につきましても市内で学ぶ者、市内に居住する者というふうに書かせていただいておりますので、そのことにつきましても、ここに住んでおられる方すべて市民というふうになろうかなというふうに理解をしております。

次に、市民主権に基づいた主権というふうなことですけども、第4条の中の第1号でございますけども、市民の主権に基づいてということ、岩路議員が言われたとおり、まさに主権という重たい言葉でございます。その主権に基づいて、市民が持っている市のあり方を最終的に決める権利、それに基づいてまちづくりを進めることを意図しております、いわゆる、市民が主人公であるというふうなことで、市民の主権というふうなことをここでうたわせていただいております。

それから、3番目の計画の機会、計画段階ですね、17条の市の執行機関は総合計画をはじめ重要な計画の策定に当たって、市民の意思を反映するため市民が参画する機会を保障しなければならないというふうなことで、いわゆる基本原則、市民参画の原則に基づきまして、計画策定への市民参画の機会を保障するものです。また、重要な計画といえば、例えば福祉であったり、環境、少子化、防災、分野別の基本計画などがあるかなというふうに考えております。

また、その機会の保障というふうな場面につきましては、もう既にパブリックコメントであったり、それから、それぞれの審議会に公募をさせていただいて、市民の参画を求めていくというようなことであったり、また、説明会、出前講座等々で市民の要望に応じまして出向いて行って説明会をさせていただいたり、またまた、さまざまな理解していただくための研修会をさせていただくというふうに考えております。

4番目に住民投票の件でございますが、1番目にその中で重要事項とはというふうな、これは何をどういうふうなことを指すのかというようなことでございますけども、この重要事項につきましては、例えば、いわゆる原子力発電の発電所を市内に建設していくかどうかというふうなことであったり、例えば、米軍基地の整理縮小、それから米軍ヘリの基地の建設というふうなそういった他の地域でそういうふ

うなことが行われておりますけども、そういったレベル、それから市町村の合併関係といったレベルのものが重要事項であるというふうに捉まえております。今後、そのことにつきましては、検討をさせていただきたいなというふうに思っております。

それから、2番目の市長の重要事項であるとの認識のあり方というふうな御質問でございますけども、そのことにつきましても、一定項目を決定するというふうなわけにはいかないであろうなというふうに考えております。そういう意味では、今後、出てきた社会情勢の中で、そういった重要事項というふうなものについては、その折判断をさせていただくことかなというふうに考えておりました、今後そのことについても検討をさせていただきたいなというふうに思っております。

それから、その住民投票につきましてはの第3番目の投票条例をつくる予定があるのかどうかというふうなことでございますけども、ここにうたっておりますけども、今後それも含めて検討をさせていただきたいなというふうに考えております。

それから、市民の公益活動、22条ですが、それから地域活動というふうなことでございますけれども、用語の定義というふうな視点から申し上げますと、市民公益活動とは、市民が自発的な意思によって行う社会に貢献する活動を意図しております。不特定かつ多数の利益の増進を意味しております、個人や団体利益の増進を目的とした活動とは異なっております。また、宗教活動や政治活動も含んではおりません。

一方、地域活動という語句でございますけども、その説明は、地域でのさまざまな活動が想定されます。お祭りごと、それから伝統芸能の保存、自治会のふれあい事業、PTA活動、子育てサークル活動等々、地縁による活動とともに目的を同じにする人々が集まる活動も含まれておる。そういった地域活動というふうに指ささせていただいております。その中で、自治会活動というのは、どっちに位置されるのかというふうな御質問なんですけども、それぞれ地域活動なり、市民の公益活動双方に含まれることがあろうかと思いますが、市民のため、日ごろの活動を大変お世話になっております自治会長さんはじめの活動につきましては、市民公益活動にも繋がる活動ではないかなというふうに考えております。

それから、24条の総合計画でございますけども、自治法に定められているかどうたわれておる、そういった総合計画なのか、それとも、今後新たな宍粟市独自の計画を総合計画と指すのかというふうなことでございますけども、この総合計画につきましては、自治法に基づいたものであるというふうなことを考えております。

総合計画は、市の政策を定める、いわゆる最上位の計画であるというふうに位置づけておきまして、それに基づいて政策を実行しなければならないというようなことでございます。

その中で、財政計画とともにリンクしておるのかどうかというようなことの御質問もあつたと思います。今後、その点も含めまして総合計画、また並びに基本計画等々につきましても、その対応をしてみたいなというふうに考えております。

それから、25条に行政評価で、いわゆる市民参画のもとというふうな形で進めるのかというふうなことでございますけれども、その意味はということでございますけれども、この件につきまして、いわゆる行政評価につきましては、22年度も第三者評価的なやり方をやらさせていただきました。大学の先生にお願いをいたしまして、それぞれの事務事業評価をしていただいたところでございますけれども、23年度につきましても、この行政評価につきましては、内部の評価だけではなく、市民の方をお願いをいたしまして、第三者的に評価していただく、また、専門家の先生方にもお願いをいたしまして評価していただく、そういうふうな機会も今後実施したいなというふうに考えておきまして、そういった意味のことをこの行政評価の中ではうたわせていただいております。

次に、29条の政策法務というふうな部分でございますけれども、その自主的かつ適切な解釈及び運用というふうな御質問かなという、その部分かなというふうに思いますけれども、地方分権の一括法が施行された後、その地域独自の自治に必要な条例制定が求められておる。この自治基本条例もそうなんですけれども、いわゆる今後、事務手続であったり、処理の仕方など、安易に踏襲をしていくというふうなことではなしに、地域の実情、地域性を踏まえた特色ある政策を実現するためには、法令についての調査・研究等々、職員の研修をいたしまして、法令の解釈に基づいた取り組みが必要であるなというふうに考えております。自主的な法律解釈を定着させ、自主立法として条例を草案する職員の能力が今後求められておるだろうというふうに考えております。

また、2項で参画する機会の保障というふうなことで、市議会及び市の執行機関はというふうな中での条例の制定及び改廃というふうなことでございますけれども、今後はそういった、先ほど申しましたように、計画段階で条例が制定されてからというのではなしに、その経過の途中の中で市民の皆さん方にお知らせをして、市民の意見を問う機会、いわゆるパブリックコメントであるとか、先ほど申しました、いわゆる出前講座であったり、説明会を開催していく中でそういった保障をさせて

いただきたいなというふうに考えております。

議会におかれましても、先般の議会基本条例の中で住民への説明会をしていただいた、そういうふうなことも機会を保障したというふうな形で進められておられるというふうに私ども解釈をさせていただいております。

いずれにいたしましても、今後この第36条の中に、5年以内に見直していくと、どんどん進化していくというふうな条例でございます。また、今後一層充実させていくための具体的な取り組みをいたしまして、実のある条例にさせていただきたいなというふうに思っております。よろしく願いいたします。

○議長（岡田初雄君）　ここで、発言者をお願いを申し上げたいと存じますが、質疑につきましては、しっかりとまとめていただきまして、できる限り簡潔にさせていただきますようによろしくお願い申し上げます。

引き続き、議会運営にも御協力を賜りますようお願い申し上げます。

質疑ありますか。

18番、岩薮昭美議員。

○18番（岩薮昭美君）　よくわからなかったんですが、この市民といういわゆる考え方は住民と同じ意味だと解釈していいんですか。住民というのは、特定の地域に居住するという者、それから、市民の概念というのは、特に参政権を含む問題なんですけども、いわゆる政治的共同体の構成員という中には、特に参政権を主体にするものですが、そういったものを含む概念が市民であり、住民というのは、要するに特定の土地に住む直接利害関係者をもって住民というというのが大体の解釈の通念ですね。ここで言う市民というのは、そういう住民ということは、当然市民のほうが概念広いですからいいんですけども、住民も含んでいるんだということなんですけど、市民という言葉が頭にずっとかかってくるわけですね、この条例。そうなってくると非常に運用上問題が生じる条項が多々出てくるだろうなというように思うんですね。そここのところの厳密な解釈というのは必要ないと、漠然と市民と書いておけばいいんだと、こういういわゆる見解かどうかということなんです。今後、いろいろと出てくると思いますよ。もうちょっと市民と住民という用語を厳密に当てはめながら考えていく、いわゆる運用解釈上考えていく方向なのか、いやいやもうこのままで広く捉えていいんですということなのか。その点をしっかりともう一度答弁をいただきたい。

その他、いろいろ住民投票条例であるとか、総合計画だとかいろいろ出てきたんですが、新しい考え方や解釈はないと、要するに書いとけという、最高法規として

書いとけと。個々の問題は、答弁によると個々の条例等に基づいて、あるいは要綱等でやればいいたとこういう説明であったように思いますが、それでいいんですねということですね。

議会もそんなに厳密に幾つかの政策法務の第2項も考えることないですよと、今までのパブコメとか、あるいは説明会、そういうことを意味しているんですよと、こういうように考えていただいて結構ですとこういう意味というように受け取りましたが、そういうことなんですね。確認です。

○議長（岡田初雄君） 企画部長、伊藤次郎君。

○企画部長（伊藤次郎君） 先ほど市民と住民との確認というふうなことで、岩路議員が申し上げられましたとおり、いわゆる住民は宍粟市内に住んでおられる方、市民は少し幅が広くなりまして、いわゆる市内に勤めておられる方、また、市内に事業所を持たれて、そこで経営されたり、またそこで働いておられて、今後、市の政策についての、またまちづくりについての参画や協働を大いに支援していただく、一緒にともに役割分担をしてまちづくりに参加していただくというふうな意味もございしますので、その点御理解をいただけたらなというふうに思います。

○議長（岡田初雄君） 以上で、岩路昭美議員の質疑を終わります。

続いて、15番、山根 昇議員。

○15番（山根 昇君） それでは、議案について幾つか質疑を行います。

第10条、市長の権限というところの第3項に、市長はその補助機関である職員を任命し、指揮監督するというような文言があるんですけど、この補助機関という言葉がいいのかどうか。それから、機関である職員ということは職員はものではないと思いますので、ちょっとここの表現にはなじまない、私は違和感を感じております。市長はその執行機関を担うとか、執行機関を構成する職員を任命し、指揮監督するというような形のほうが僕はいいんではないかなと。それから補助機関と職員が同列に置かれているということ自身はちょっと問題があるんじゃないかなというので、その点お尋ねをいたします。

それから、ちょっと前後しましたけど、その上の第9条の市議会の責任ということで、懇切丁寧にいろいろと市議会の役割についても書いてもらっておりますけれども、その3項のところ、市議会の運営に関し必要な事項は別に定めるということになっております。だから、4月1日からこの条例を施行されようとしておられますので、市議会の運営に関して必要な事項は、今持っております議会の運営規則とはそこらで十分対応できるのかどうか。4月1日、この条例が施行された後、市

議会についても必要な事項を改めて検討し直さなければならないのかどうか、ちょっとその点どのように当局として理解されておられるのか、お尋ねをいたします。

それから、3点目、第20条で住民投票の項がございます。先ほども質疑がございましたけれども、私はこの住民投票、非常に大切な事項ではないかなというふうに思います。市長が提起をして住民投票を実施することができますけれども、市民が住民投票を請求する場合、どのようなことを考えておられるのかどうか。少なくとも、この附則の中でも住民投票については、別に定めるとなっておりますので、具体的にいつまでに検討されているのか。それと、住民投票の特に私は先ほど指摘しました大切なところで、市民が請求する場合、どのようなことを、例えば恐らく署名とかいろいろなってくると思うんですけど、どのようなことを想定されているのか、お尋ねをいたします。

それと、先ほどもちょっと議題となっておりました政策法務の29条と、それから36条で条例の検証、見直し、それから、まちづくりに関する条例の制定及び改廃について、市民が参画する機会を保障しなければならないということがございますので、ちょっと想定されて検討した場合、議会として条例の改廃、見直し等を行う場合、市民の参画する機会の保障というのは、どのような形でしていかなければならないのかなというように思います。重要な議案につきましては、議会を挙げて対応できますけれども、当局から出されてきた議案に対して、議員で会派で議員提案する条例改正も当然想定されますし、私どももこの間何回か会派で議員提案という形で条例を出したことがありますので、その場合も少なくとも市民に聞く機会をつくらなあかんのかどうか、ちょっとその解釈のところでお尋ねをいたします。

それと36条にかかわって、条例の検証及び見直しのところで、これは市議会、市の執行機関が条例を検証するという事はわかるんですけど、市民も条例を検証し、必要な見直しを行うものとするという形で市民ということになっておりますので、だから、市民としてはどのような形でこの条例の検証、改廃等について、見直し等について、市民がどのような形で、参画やなしに提起できるのかなと。その点でお尋ねをいたします。

○議長（岡田初雄君） 答弁を求めます。

企画部長、伊藤次郎君。

○企画部長（伊藤次郎君） 最初に、市長はその補助機関である職員を任命し、指揮監督するというふうなことは、内容の意味はどういうふうなことなのかというふうなことであろうかなと思いますけれども、いわゆる権限に属する事務を管理執行する

市長、またその市長を補助する役割にある職員の関係を明記をしておるものというふうを考えております。

それから、次に二つ目の第9条の部分で、市議会の運営に関し、必要な事項は別に定めるといふような中で、それは今まで既にある、いわゆる議会関連の条例であったり規則であったり、それとも別のものを指すのかどうかというふうなことでございますが、今回、この自治基本条例については、市民、また議会、また市の執行機関という三者の中についてうたっておりますが、市議会の運営に関しましては、特に宍粟市の議会基本条例を制定されるというふう聞いておりますので、そちらのほうにゆだねますというふうな形での第3項の説明であるというふうに理解をしていただけたらというふうに思っております。

それから、20条の住民投票の具体的なことで、岩路議員が言われましたこととあれなんですけども、どういうふうに手続はどのように考えているのかというようなことでございますけども、現在そのことについては、今後、具体的な方法につきましては検討させていただきたいなというふうに考えております。

それから、4番目の29条、36条の中で、いわゆる市民が参画する機会を保障しなければならないというふうなことについてでございますけども、いわゆる市のほうとしましては、パブコメであったり、出前講座であったり、それから説明会であったりというふうな形で、そういった場を設けさせていただいておりますけども、議会におかれましてもそういうふうな場の、積極的な場の設定というふうなものについても、今後推進されますように、こちらといたしましては市民への情報提供というふうな部分が協働と参画の原点であるというふうに理解しておりますので、そういう意味で、今後も議会のほうからもそういった情報提供等々もお願いしたいなというふうに考えておまして、その2項をそういうふうなうたわしていただいております。

○議長（岡田初雄君） 15番、山根 昇議員。

○15番（山根 昇君） ちょっと部長、的確に教えてください。

一つは、補助機関である職員を任命という表現が、ここは僕はもうこのまま表現自身を変えていく必要があるんじゃないかなというふうに思いますので、ちょっとその点、また委員会審議でもしていただい。ちょっと補助機関である職員、何か補助機関と職員が同列に扱われて、職員が物扱いになっているような気がしますので、ここのあれがないのかどうかを再度お尋ねをします。

それと、市議会の運営に関して必要な事項を別に定めるといふ項目で質疑しまし

たけども、議会のほうも議会基本条例を検討しておりますけども、それ以外に少なくとも4月1日以降、現在持っております市議会の規則等、条例等について、4月1日以降早急に改めなければ、改善しなければならない項目があるのかどうかについて、当局のお考えを再度お尋ねをいたします。

それから、住民投票について、これから考えるんだという指摘ですけども、少なくとも一定の案文は持たれて、だから今回、この条例提案と同時に出せんかったけども、少なくとも今年の秋ぐらいまでとか、1年ぐらいとかいうふうな答弁をいただかないと、一番大切な市民が重大な行政に参画する案件でございますので、少なくとも住民投票について、市民から請求する場合、どのぐらいな段階を想定されているのかどうか、再度お尋ねをします。

それと、市議会の条例の制定・改廃等についてですけども、私が聞いたのは、少なくとも当局に出された議案に対して議会が修正する場合、議会総意の場合もありますし、会派で修正議案を出す場合、少なくともその場合は期間的に相当制限がされてくるんじゃないかなというように思います。それからまた、修正議案、それから新たな議員提案をする場合についてですけども、これは会派である場合、少なくとも市民が参画する機会を保障しなければならない、この条項が適用されるのかどうか。ただ、適用されるなら、我々はその会派としての条例制定の場合、どんな市民参加の保障をしていくべきなのか、どのように想定されているのか、再度お尋ねをいたします。

○議長（岡田初雄君） 企画部長、伊藤次郎君。

○企画部長（伊藤次郎君） 一番最初に、補助機関でございますけども、この点について、もう一度精査して検討といいますか、その部分についての。

○議長（岡田初雄君） 暫時休憩いたします。

午前11時19分休憩

午前11時21分再開

○議長（岡田初雄君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

質疑を続けます。

答弁を求めます。

企画部長、伊藤次郎君。

○企画部長（伊藤次郎君） 10条の市長は、補助機関である職員を任命するというふうなことで、補助機関であるというふうな、これ専門用語でございますので、これ

で理解をいただきたいなというふうに思います。

続きまして、住民投票のことにつきましての検討でございますけれども、4月1日以降にこの条例を施行したいというふうな中で提案させていただいておりますけれども、施行されるまでに方向性を考えていきたいなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいなというふうに思います。

それから、29条、30条のことでございますけれども、29条の第2項に書いてありますとおり、市議会及び市の執行機関はまちづくりに関する条例の制定及び改廃について市民が参画する機会を保障しなければならないというそのままでございます。そういうふうな中で、市議会におきましても市民が参画する機会を保障していただくというふうなことで御理解を賜りたいなというふうに思います。それ以外のことにつきましては、その内容につきましては議会基本条例のほうにゆだねるというふうな形でこちらのほうは考えております。よろしくお願ひいたします。

○議長（岡田初雄君） 以上で、15番、山根 昇議員の質疑を終わります。

続いて、14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 14番です。この基本条例については、担当委員会で制定の段階から議事録なんかも含めて説明を受けておりますので、私は全体としてこの条例が本当に各条適切に運営されれば、本当に市民が主体のまちづくりというのが実現するなというふうなことで期待をしております。

それで、ただ危惧しますのは、例えば第6条1項に、参画し協働する権利というのがございますけれども、これが一番大切なことではないかと思うんですけれども、このことが具体的にどう保障されるのか、このことをお聞きしたいと思います。

この間、波賀で言いますと、学校給食センターの廃止の問題、そして3小学校の統合の問題、また幼保一元化の問題でありますとか、上下水道料金なんかの説明会でありますとか、行政懇談会、いろいろなタウンミーティング、今言われた出前講座というふうな形で行われております。しかしながら、そこで明らかに反対の意見、またアンケートをとってほしいというふうな意見、そのような意見が出たとしても、それに的確にこたえるということをされておられません。何とかして理解してもらいたいというふうなことで同じ答弁が、回答が繰り返されてきているというのが実態であります。

そういうふうなことで、第2条の6に参画ということの定義で市民がまちづくりに関する重要な決定に主体的にかかわることということは、主体的にかかわることとは、市民の意見を反映する。行政側としては財政問題も含めてこういうふう

に上下水道料金を上げたい、学校を統廃合したい、幼保一元化をしたい、そういうことがあったとしても、でも住民としては、そのことに反対であるのであればそのことを断念する、そういうふうなことでなければ、この条例自体が本当に生きた条例にならないと、私は思うわけでありましてけれども、特に市長や教育長はどのように考えておられるのでしょうか。

それと、もう1点、第16条で、市民参画の推進、このことがうたわれておりますけれども、このことも先に言ったこととあわせて同じになります。例えば、市民参画の推進ということ言えば、例えば、市民参加の公共料金審議会、このような上下水道料金というのをたった8名の市民代表の方で、市民参加という形で答申して、諮問を受けた。だから、議会に提案する。こういうふうな市民参画のあり方が従前どおり続くのであれば、この自治基本条例の意味合いは全くないということになるわけでありまして、そういうふうなことで、市民参画の推進ということを具体的にどのような方法で考えておられるのか、この点が今回の自治基本条例の可否ではないかと私は考えております。その点、いかがでしょうか。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 基本的なことなんで、私からお答えをいたしたいと思いますが、今おっしゃるのは、ちょっとかこつけ的なところもあるのではないかなというふうに思います。

今、こういうことを参画と協働ということには、情報の提供が必要でございます。我々としては、具体的な情報の提供をしながら、いろんな説明をさせていただく。そして、また市民にもこの条例をずっと見ていただきますと、的確な判断をしていただかなければならない。頭から反対ありきという考え方ではいかがかなと。

今、おっしゃいました水道、下水につきましては、私は当初から申し上げておりますように、値上げするのではない。入っていない部分、当然払わなければならない部分を大きく下げてやってきておる。そのことを是正していかうじゃないかということでもあります。そのことのまず理解もやっぱりしてもらわなければならない。ただ単に反対反対というんじゃないしに、一つのことを理解した上で、またそれでも何とかこれぐらいとか、いろいろ出てくるだろうと思いますが、そういう十分な理解というものをお互いがしなければならぬと思いますし、また、それをあおるような行為というのは、自治基本条例とはまた違ったものになるのではないかと、このように考えております。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君）　今、御質問の件ですけれども、幼保一元化あるいは学校規模適正化、給食センターの集積等につきましても、この間いろんな情報提供をしながら、それぞれ市民の皆さん方に方向性をお示しをしながら、御意見を聞かせていただいております。その御意見の中で、いろいろ具体的なことが明らかになる中で、その点につきましては、どういう形で解決していくという、そういう部分も具体的にお示しをしながら、皆さん方に御判断いただく、御意見をいただくということで進めておるところでございます。

○議長（岡田初雄君）　市長、田路　勝君。

○市長（田路　勝君）　いろんな審議会だとか委員会というのがあるわけですが、それぞれの部門に応じて、これぐらいがいいだろうといったような人数といったものもありますし、多ければ多いほどいいというものでもないと思います。やはり、ある一定の結論が得られるといったようなことも踏まえながら、人数というものは考えていかなきゃならないだろうと思いますし、あるいはまた、この条例で人数が決定されておるものもございます。そういうことの中で、先ほども条例の改廃が出てきましたけども、これはもっと増やしたらいいんじゃないか、減らしたらいいんじゃないか、そういうことがあれば、これはまた検討もしなきゃなりませんし、提案もいただいたらいいと思いますが、ただ、今おっしゃるように、この本題とは全然違うわけですが、公共料金、もっとたくさんあったらいいかということだけでもございませぬし、料金の改廃でございますから、これらについては、幅広く地域のそれぞれの役職の皆さんがいいんじゃないかと、そんなことで委員を選んでおります。だから、人数が多いからいい、少ないからだめだということにはならないというふうに思っています。

○議長（岡田初雄君）　14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君）　私が言いたいのは、要は市民がまちづくりに関する重要な決定に主体的にかかわること、このことが、今回の住民自治基本条例の一番大切なところだと思うんですね。それで、市長が言われたように、その前提として市から情報が提供されて、それで、その情報をもとに市民がどう判断するか。それで、市としては今言ったような問題については、すべて行政改革大綱で計画されている事柄が、今、実際俎上に上っているのもあって、でも一方、住民の側からすれば、あくまで自分の生活基盤、自分の収入、そういう生活の実態、そういうことから今の問題というのを考えておられるわけです。ですから、例えば、幼保一元化にしても、市が運営している幼稚園を民間に委託して認定こども園にするということに対して

も大変大きな意義がある。そういうことに対しても、この間、先ほども言いましたように、ここでその内容を議論するつもりはありませんけれども、そのことについて言いますと、そこに参加されていた、回答された教育委員会の方たちは、あくまでこれを推進するための担保はどうやとか、そういうふうなことしか言われぬ。ですから、明らかにそのことを進めたくないというふうな発言をされているにもかかわらず、当局としてはあくまでそのことを推進しますよということしか言われぬ。それであれば、ここに書いてある市民がまちづくりに関する重要な決定に主体的にかかわる、このことが全く無視されているのと同じことになるわけですね。ですから、必要な情報はどんどん与えていただいて、住民自ら考えるということも当然大切なことでもありますけれども、住民が十分自ら考えて出した結論については、行政も自分たちが考えている計画とは違っていたとしても、それは住民の意見として受けとめる、そういう姿勢がなければ、この住民自治基本条例というのは、絵に描いたもちになってしまうと私は思うわけですが、その点いかがですか。

それと、もう一つ、私が16条の関係で言いたかったのは、市民参画の推進、これを従来どおりの審議会であるとかというふうなことでお茶を濁されるのであれば、この住民自治基本条例というのは生きてきませんよと。パブリックコメントなんか一つの方法であるとは思いますが、それ以上に住民のいわゆる行政への参画、このことが保障されるためにどういうふうな仕組みをつくっていかれるのかということをお聞きしているわけですから、これは企画部長でもいいですから、具体案があったらお示しいただいたらと思います。

○議長（岡田初雄君） 答弁を求めますが、まちづくりに主体的にかかわること、このことのみについてお答えをいただきたいと思います。

答弁を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 先ほどから申し上げておりますように、初めに反対ありきで物事を進めるんだったら、これは住民参画ということよりも、むしろ若干違ってくのかなと、やっぱりいろんなことを不利益であっても理解しようと、そしてまた、行政もそうした上での意見だったら取り上げていこうと、そういう姿勢は今おっしゃるようになりますように必要だろうと思います。

住民参画ということにならないのじゃないかということではありますが、そうした委員会の記録というのは、基本条例でもありますし、公共料金につきましても議事録をすべて公開をいたしております。そういうことの中で、やはり皆さんも御覧い

ただいたと思いますし、そういうことの見解も踏まえて一人一人がよく考えるということも大きなこの条例の根幹でもあるわけです。

反問権ということまで言いませんけれども、幼保一元化だとか学校適正規模といったことではありますが、今、議員の地元の道谷では、今年はたしか子どもが入らないと。これまでは1人なり、2人が先生のもとでいろいろやって、それは家庭的な雰囲気でもいいのかもしれませんが。しかし、2人だけでということになれば、前にも申し上げましたが、絵を書いても二通りの絵しか見えません。遊びも2人だけの遊びしかできません。そういう中で、本当に保護者がこれは安心な教育やなどと言えるかどうか。やはりある程度の人数の中で、大きな声も出る、時にはけんかもする、そういう中で子どもたちは育っていくものだというふうに私は思っております。そういうことも含めて、ただ不安やとかいろんなことがあると思います。だけど、それは説明の中で、あるいは議論をしながら解決をしていく。これが本当の協働であり、参画であります。ただ反対や反対やということ、じゃあ大きい声出したらそれが通るのかということでは、この条例とは相反するわけでありますから、そういうことも十分含めて議員の地元の将来というものを大きく考えていただきたい、このことを願って答弁いたします。

○議長（岡田初雄君） 企画部長、伊藤次郎君。

○企画部長（伊藤次郎君） 失礼します。市民参画の機会として審議会等への出席であったり、また、ふれあいミーティング、行政懇談会、説明会、市民アンケート、市政モニターというふうな制度があるわけでございますけれども、今後は、その制度と機会が拡充されるということが求められておるのではないかというふうに考えておりました、そういった手法を今後とも考えていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 最後に、確認しておきたいんですけども、市長に波賀町のことを大変心配していただいてあれですけども、小学校の統廃合のことはまた一般質問でも挙げておりますので、私なりの提案をまたお聞きいただきたいと思います。

今はそういう話ではなくて、どの問題にしても最初から反対であるから望むという立場は誰もとられていないと思うんですね。日本共産党も何でも反対やというふうなことを言われる方ありますけれども、私たちがそういう立場をとっております。

ん。当局から出される資料やとか、そういうものを情報をいただいて、それがどうであるかを十分吟味した上で、これはいいことだ、これは悪いことだというふうなことで判断しております。ですから、この住民自治基本条例が求めているものは、そういうことを市民レベルでもわかるように情報提供をして、市が提案されるどのような施策にしてもいい施策なのか、悪い施策なのか、これは市民として受け入れるべきなのか、受け入れないほうがいいのか、そういうことを総合的に判断して、そして、最終的にはこれは受け入れましょう、でも、このことについては受け入れられませんよというふうな判断が市民としてなったときに、今まではややもすると、ごり押しという言葉は悪いかもしれませんが、最終的には行政としてこう決めて議会でも議決いただいたんだから、これで決定ですというふうなことになっていったことが多いと思うんですけれども、でも、最終的に市民としてこのことについては受け入れられないと判断することになったことについては、何度も言いますが、市が参画として定義されているまちづくりに関する重要な決定に主体的にかかわること、このことに照らして市民が最終的に受け入れられないというふうな判断をしたことについては、市としてはこの住民自治基本条例に基づいて撤回されるとか、断念されるとか、そういう用意がありますねということをお聞きしているわけです。そのことだけ、市長、最後にお答えください。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） それは当たり前のことでしょう。その前提として、しっかりした意見がきちっと出てくる。その理由もきちっと出てくると。そういったことになれば、それは当然のことです。先ほど言いますように、頭から反対とかいうようなことでわあわあやって、それが市民の意見ということではちょっとおかしいと私は思います。

○議長（岡田初雄君） 以上で、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております第77号議案は、総務文教常任委員会に審査を付託したいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第77号議案は、総務文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第6 第78号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第6、第78号議案、宍粟市信頼させる市政のためのコ

ンプライアンス条例の制定についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。

- 市長（田路 勝君） それでは、次に、第78号議案、宍粟市信頼される市政のためのコンプライアンス条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

市政のコンプライアンスの確立については、地方公務員法はもちろん、「宍粟市職員の倫理の確保に関する規程」やマニュアルに基づき運営したところではありますが、その大小を問わず、職員の倫理意識の欠如によると言わざるを得ない事態が起こってきたことを真摯に受けとめ、条例として制定しようとするものであります。

この条例におきましては、これまでの規程を単に条例化するだけでなし、条例の対象に、市長をはじめ特別職も含めるとともに、外部委員と職員により構成する「宍粟市コンプライアンス委員会」を設置し、公益通報などがあつた際には、外部委員の考え方も含め、その対応を判断するなど、より一層、適切かつ透明性の高い体制にするものであります。

また、公益通報、不当要求行為の件数や概要だけでなく、コンプライアンスの確立のためにどのような施策を実施しているかなど、運用状況についても公表することといたしております。

こうした条例でございますので、御審議の上、決定賜りますようお願いをいたします。

- 議長（岡田初雄君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

通告に基づき質疑を許可します。

14番、岡前治生議員。

- 14番（岡前治生君） 14番です。この条例も、先ほど申し上げましたように、この条例が本当に有効なものになると大変すばらしい市政になるなという内容であります。

ただ、幾つか気になるところでお聞きしたい。本会議ですから市長にお答えいただきたいと思うわけではありますが、第10条の関係で、公益通報制度が書いてあるわけではありますが、この条例を施行すれば、この公益通報という名のもとに、今、し尿券の不正流通問題でこのことは全然明らかになっていないわけではありますが、この条例が施行されることによって職員の何らかの事実を知っておられる方が、いわゆる公益通報をすることによって、この不正流通の問題の

足がかりに繋がるというふうに市長は考えておられるのか、その点お聞きしたいと思います。

それと、もう1点は、第2項の中で、公益通報するときは実名によらなければならないというふうに書いてあって、ただし、匿名による場合については、通報事実が確実にあると信じるに足る相当の根拠をコンプライアンス委員会に示した場合は、この限りではないというふうなことで、実名が原則となっておりますけれども、実名での公益通報というのは、大変勇気のいることで、このことによって実際はそういう事件が起こっておっても、その通報をためらったりとか、また、遅れたりとか、やめておこうかというふうなことに繋がるのではないかなど、ですから、匿名でもいいから、とにかく公益通報制度が生きるように、内部告発制度が生きるような方法を原則としてとるべきではないのかなというふうに思うわけでありましてけれども、その点、市長はどのようにお考えですか。

それと、コンプライアンス委員会の構成メンバーについて、職員も入るというふうなことになっておりますけれども、あくまでこの条例の中では、実名で公益通報するというふうなことになりますけれども、特に職員がコンプライアンス委員会のメンバーに入っておれば、余計でもその実名での内部告発というふうなことができにくくなるのではないか。このコンプライアンス委員会というのは、全く第三者で構成されるほうがその機能としては働くのではないかなというふうに私は思うわけですけれども、内部職員と外部職員で構成するというふうになっておりますけれども、その内部職員というのが公益通報を妨げるというふうなことになりかねないのかどうか、そのあたり市長としては、このコンプライアンス条例については、市長もかねてから言っておられたことなんで、せっかくだからつくるのでありますから、この制度が十分生きるものにしていかなければならないと思いますので、そのあたり市長の考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 最初の関係ですが、今回の問題というのは、今そうしたいろんな請求でありますとか、いろんな措置を講じているところであります。したがって、これ以降にこれによって新しい課題ができれば、それはそれで対応したいと思っておりますし、それから次に匿名というのは、やっぱり、私就任しましてから、いろんな匿名の、うそかほんまかわからんようなものがそこらじゅうに出回りました。果たしてこういうことがいいのかどうか。こういううわさでもっていろんなことを判断をするようなことをやっていくようなまちであったら、私はいかんのではないかと

なというふうに思います。そういうことで、やはり勇気をもって実名でもって出していただくというのが原則であります。

しかしながら、今おっしゃるように、どうしても名前が出せないという場合であっても、いつ、どこで、誰が、何を、どうしたかという、きちっとした通報であれば、匿名であってもそうしたことについても審査、調査をしていくということが必要だろうというふうに思います。

それから、内部と外部との関係であります。やはり、外部だけというのなかなか運用の面で難しいのではないかなど。内部につきましてもこれは人選の問題がございますが、一緒になってやっていただくというのが、やはり一番よかろうかなということで、今そういうふうにしております。もし、問題があるようであれば、それはまた改廃をすればいいわけありますので、今のところは両方でやっていこうということにいたしております。

○議長（岡田初雄君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 私が何でこういうふうなことを言うかと言いますと、ごく最近の事件として、大阪市の河川清掃組合でのごみの中からお金を抜き取ったというふうなことを、ビデオを撮ってそれを告発された方がありました。これも新聞やニュースで大変大きく取り上げられましたけれども、それでその結果、その方、ビデオを撮って告発した方自身も懲戒免職に今なられております。今は法で求めて、多分必要なところに公僕されているんだと思いますけれども、ですから、そういうことが実際に起こり得ないとも限らないわけですね。ですから、私は実名、あくまでこれは職員のコンプライアンス条例ですから、私たちが匿名でいただくような手紙とか、そういうものとは違うと思うんですね。あくまで内部で起こったことで、これは不正ではないかという内部告発を受け付けるあれですから、原則実名ではなしに、実名であっても、匿名であっても、その不正が告発されたことについては調査をするという姿勢は大切ではないかと思うんですけど、その点はどうですか。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 先ほど申し上げましたように、そうしたことが特定されるような匿名であれば、それは当然調査をする必要がありますし、しなければならないと思います。

○議長（岡田初雄君） 以上で、質疑を終わります。

ただいま、議題となっております第78号議案につきましては、お手元に配付しておりますとおり、総務文教常任委員会に審査を付託したいと思っております。

お諮りいたします。

御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第78号議案は、総務文教常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

午後1時まで休憩いたします。

午前11時55分休憩

午後 1時00分再開

○議長(岡田初雄君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第7 第79号議案～第80号議案

○議長(岡田初雄君) 日程第7、第79号議案、宍粟市医師修学資金貸与条例の制定についてから、第80号議案、公立宍粟総合病院看護師等修学資金貸与条例の制定についてまでを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長(田路 勝君) 第79号議案、宍粟市医師修学資金貸与条例の制定及び第80号議案、公立宍粟総合病院看護師等修学資金貸与条例の制定につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

最初に、第79号議案につきましては、全国的な医師不足の中で、地方の地域医療の存続が難しくなっており、宍粟市においても総合病院、診療所の医師確保が大きな課題となっております。このような状況を受けまして、宍粟市独自の取り組みとして、医師を目指す若者を支援し、宍粟市の医師を確保するための制度を創設しようとするものであります。

内容としましては、公立宍粟総合病院及び市立の診療所で勤務していただくことを条件に奨学金を貸与し、奨学金を貸与した期間、市立の病院で勤務した場合に返済債務の免除を受けることができる制度を創設するものであります。

次に、第80号議案につきましては、新しい会計方式の普及と、それに伴う看護基準の引き上げの結果、近年、全国の医療機関が一斉に看護師の大量確保に乗り出しており、特に都市部の医療機関への流出が著しく、新卒の助産師、看護師の確保が極めて困難となっております。

このような状況を受けまして、今回、提案させていただく制度は、公立宍粟総合病院の助産師、看護師の確保に取り組むためのもので、助産師、看護師を目指す者に対し、公立宍粟総合病院で勤務をしていただくことを条件に奨学金を貸与し、奨学金を貸与した期間、当病院で勤務した場合に、返済債務の免除を受けることができる制度を創設しようとするものであります。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（岡田初雄君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

通告に基づき順次質疑を許可します。

15番、山根 昇議員。

○15番（山根 昇君） 議案80号、看護師等の奨学金貸与条例についてですけども、これ公立宍粟総合病院ということにちょっと限定されておりますけども、市立病院ということでもう少し診療所などにも広げたほうがいいんじゃないかなというようにちょっと思ったりします。その点でそういうお考えがないのかどうかお尋ねをいたします。

それと、看護師と助産師だけでございますけども、将来的にいったら、やっぱり、最近特に医療の高度化、またいろんなリハビリ等の関係も進んでおりますので、理学療法士ですか、PTとか産後療法士OT、それから言語聴覚士STなどもあるそうでございますので、ちょっとそんなところでもう少し広げていったほうがいいんじゃないかなというように思うんで、その点お考えないのかどうかお尋ねをいたします。

○議長（岡田初雄君） 答弁を求めます。

総合病院事務部長、広本栄三君。

○総合病院事務部長（広本栄三君） はい、失礼します。

まず1点目の看護師、助産師等、公立病院に限定せずに診療所に広げるべきかということでございますが、非常に総合病院でも夜勤をしていただける看護師が非常に課題を持っております。やはり、夜が働けないことで昼間だけの勤務ということで非常勤にしてくださいというような方も病院の中にはかなりいらっしゃいます。そういうことから、やはり夜勤もしていただけるような正職員に限定をさせていただいているところでございます。

それから、看護師と助産師だけじゃなしに、ほかの、例えばリハビリであるとか、言語聴覚士であるとかそういう部分もということではございましたが、現在、いろん

なところで募集をかけたときに、十分その募集にこたえて応募があるというような状況でございますので、現状としては、それぞれの病院の中でも充足しているのかなという判断で、そういうようにさせていただいております。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君）　続きます、14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君）　14番です。79号、80号についてお聞きしますけれども、それぞれ奨学金の額が定めてあるんですけども、医師の場合に修学資金ということで月額20万円、それと入学資金には100万円を限度とするというふうなこととか、後、看護師のほうでも書いてあるんですけども、これらについては、どういう根拠、一応公立の医大とか看護学校に入るというふうなことを前提にされておるのか、医師でしたら私大ということになると、こんな額といたら失礼ですけども、このような額ではなかなか大変だなというふうなことになると思うんですけども、そのあたりこの金額に設定されたその根拠がわかりましたら、お教え願いたいと思います。

それと、第5条の関係で連帯保証人を立てるというふうなことになっておるんですけども、その連帯保証人というのは、お金を借りるに当たっては当然のことではあるんですけども、その連帯保証人を立てられないというふうなケース、連帯保証人の場合は概ねある程度収入があることが前提になりますし、最近増えております母子家庭、父子家庭、そういうことを考えてみますと、なかなか連帯保証人を立てられないケースがあって、日本学生支援機構の場合は、機関保証制度というふうなことがあって、連帯保証人が立てられない場合でも借り入れることができるというふうなことになるんですけども、本当にそういう医者になりたいとか、看護師になりたいとかいうふうなことで連帯保証人が立てられないがために、もしこの奨学金を受けられないとすれば、この本来の趣旨からは若干外れてくるんじゃないかなというふうに思いますので、そのあたりのところ、どう考えておられるのか、現実問題として本当に連帯保証人を立てる、受けてもらうというふうなことは、本当に大変なことなので、私自身も奨学金借りた経験もありますし、子どもの奨学金も借りた経験がある中での経験から言いましても、本当に連帯保証人をお願いするということは大変な作業ですので、そのあたり、もし立てられないケースの場合、どう対応していくのかということが大切になってくるんじゃないかと思っておりますので、そのあたりどう対応されるのか。

それと、これは波賀町の奨学金時代、旧波賀町のときに、奨学金のときにこれも

しつこく言いまして、やっとな廃止になったんですけども、その申請時に健康診断書をつけなさいというふうなことが波賀町の奨学金のときにもありました。それで、簡単に診断書をつけなさいと書いてあるんですけども、この診断書を取るためには約1万円程度かかるわけですね。それで、実際にその奨学金の対象になるか、ならないかわからないのに、とにかく申請段階で、その健康診断書をつけなさいということはおかしいでしょうというふうなことで、申請時の波賀町の場合の奨学金の申請についてはなくなりました。それで、奨学金の申請が認められて借りるときには健康であるということを証明する健康診断書を出しなさいということなんですけども、これも同じように奨学金を借りるということは、家計が大変であるからというふうな意味合いも含めて出されるわけですから、借りれるかどうかかわからないのに、申請時に健康診断書をつけなさいということはやめられたほうがいいのではないかなということをするんですけども、その点いかがでしょうか。

それと、私の記憶違いだったら、また訂正していただいたらいいんですけども、一部事務組合の時代の組合立の病院のときにも、過去看護師のそういう奨学金制度があって、途中でなくなったように思っておりますけども、もし、その当時の実績等がわかりましたら、また委員会等に出していただいて、したら今後の実績等の見通しもつくのではないかなというふうなことも思いますので、そのあたりいかがでしょうか。

○議長（岡田初雄君） 総合病院事務部長、広本栄三君。

○総合病院事務部長（広本栄三君） はい、失礼します。

まず、1点目の金額の算定についてどう考えているのかという根拠的なところでございますが、大学の授業料の分ですが、国立大学と私立の大学と大きな開きがございます。兵庫医科大学では年間で授業料、実習費、その他含めると約880万円程度、それから2年目以降は600万円程度というようになっております。また、神戸大学なんかの場合でしたら、年間81万7,800円、2年目以降83万5,800円と、そういうような状況でばらつきがあるわけなんですけども、一応、私立の大学も視野に入れて、その2年目以降600万円という部分がございますので、約3分の1程度できたらなという考え方で視野に入れております。

また、近隣の医師の奨学金制度もございますので、そういうところも比較もさせていただきまして、近くの神河町におきましても月20万円という形で実質されて、成果も上げられているという状況もございます。そういう部分も選ばせていただきました。

それから、看護学生の奨学金でございますが、これもそれぞれの看護専門学校でかなりのばらつきもございます。それから、大学と専門学校のばらつきがあるわけなんです、近隣の看護学生の奨学金の制度を設けているところもかなりございまして、そういうところを参考にさせていただいて、ほぼ同じレベルの5万円という形で設定をさせていただきました。

それから、連帯保証人の件なんです、やはり、市としてお金を貸す以上、やはり最終的な目標を達成できないというようなこともございます。やはり、それだけの貴重な市民の税金でございますので、一定そういうこともさせていただくということで、御理解をお願いをしたいと思います。

それから、3番目の申請時の健康診断書でございます。費用が要るというような部分も十分わかるんですが、今回、宍粟総合病院でも健康診断はできますので、そういう部分については検討したいなというように考えております。

それから、4番目の総合病院の組合立のときの制度の実績ということでございます。総合病院で平成4年に看護学生の奨学資金の貸与条例をしております、平成7年から13年までで、10名の方の貸与の実績がございます。今現在、そのうち4名の方がまだ勤務をしていただいているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 14番です。ちょっと1点、質問を抜かしておったんですけども、第10条の3号で返還免除ということで、市長が、上記に規定する理由以外の理由で退職することとなったときというふうなことが書いてあるわけでありましてけれども、これは具体的にはどのようなケースが想定されるのか。私も宍粟市の医師会の会長の藤多先生の講演を聞く機会があったんですけども、今、宍粟市では開業医の方はそれなりに数はあるけれども、今問題なのは内科医が、言葉は失礼かもしれませんがけれども、かなり高齢化されておる内科医の方が多くなっているというふうなことで、将来的には開業医の内科医の不足が心配だというふうなことも話されておりました。

それで、この条例自体は宍粟総合病院に勤務をしていただくという医師を養成するという事なんですけれども、この第10条の3を、もしどんな想定をされているのかをお聞きしたいわけでありましてけれども、そういう不足が予想される内科医で、市内で開業される場合については免除をすとか、そういうふうな市長判断が成り立つのであればいいなというふうなことも思いますので、その点いかがでしょ

うか。

それと、連帯保証人の関係で、当然お金を借りるに当たっては、連帯保証人というのは必要なのはよくわかるんですけども、でも先ほども言いましたように、その規則を見ますと、父母がある場合には、どちらか父母1名ともう1人、要は生計が別の世帯の方を1名というふうなことになるかと思えます。それで、まだその看護学校の場合については、総額3年行ったとしても月額5万円であるとすれば、そう大きな金額にはならないと思えますけれども、事、医者というふうなことになりますと月額20万円で6年間行って、その入学金費用等すべて奨学金でというふうなことになりますと、相当な金額になります。そして、そういうことを考えますと、果たしてたとえ身内であっても、簡単に連帯保証人というふうなことになるだけでいいわけでありますけれども、なってもらえなかった場合に、せっかく医者になる志もあり、能力もありという人がお金のために断念しなければならないというふうなケースも十分想定して、そのあたりのところはどういう形であれば最低父母の連帯保証人2人目が無理な場合でも認めるとか、そういうふうなやっばりことを考えていかなければ、本当に経済的な理由で断念せざるを得ないというふうなケースがせっかくこんな条例をつくっても、その後の書類を整備する段階であきらめざるを得ない状況が出てくるのではないかなということを経験も含めてそういうことを思いますので、そのあたり再度検討する余地がないのかどうか、答弁をいただきたいと思えます。

○議長（岡田初雄君） 総合病院事務部長、広本栄三君。

○総合病院事務部長（広本栄三君） 1点、言われました10条の第3項ですね、市長が認めるという部分の理由なんですけど、非常にいろんなことが、思わぬことも想定されることもあるのかなという部分で、基本的にはつくっているんですけど、例えば、その方が災害援助の医師として一定期間行かれるようなこともあるかもしれませんし、病院と病院との連携の中で、どうしても総合病院からほかのどこへ行かざるを得んというようなことも起きる可能性もございます。そういうふうなことも視野に入れたことでもつくらせていただいております。また、これは十分市長と御相談をしながらその中で決めていきたいというふうに考えております。

それから、連帯保証人のところなんですけど、これは非常に難しい問題でございます。議員さん言われることも十分御理解はできます。ただ、その来られる方、本人さんと十分お話もさせていただいて、やはり保証人は必ず1人は立てないといけないただろうと、それは思っております。そこら辺のところは十分検討させていただき

たいと考えております。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております第79号議案及び第80号議案は、民生生活常任委員会に審査を付託したいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第79号議案及び第80号議案は、民生生活常任委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第8 第81号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第8、第81号議案、宍粟市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 第81号議案、宍粟市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

昨年の人事院勧告において、一定の要件を満たす非常勤職員についても、育児休業を取得できるようにする旨の勧告がなされ、国においては、昨年12月3日に国家公務員に係る育児休業法を改正し、1年以上在職している職員で勤務日等の要件を満たす場合に、子どもが1歳から1歳6カ月までの期間で育児休業を取得することができる改正がされております。これと同時に、地方公務員に係る育児休業法についても改正され、非常勤職員の育児休業が可能となり、具体的な日数等は条例に委任されたところであります。

これに伴いまして、宍粟市としましても地方公務員に係る育児休業法との整合性を遵守すべく、一定の要件を満たす非常勤職員について育児休業が取得できるよう条例の改正をするものであります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（岡田初雄君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第81号議案は、総務文教常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第81号議案は、総務文教常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

日程第9 第82号議案

○議長(岡田初雄君) 日程第9、第82号議案、宍粟市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長(田路 勝君) 第82号議案について説明を申し上げます。

今回の改正は、投票管理者と投票立会人の報酬の額を見直し、表彰審査会及び若者の海外研修等支援事業審査会に係る市民委員及び地籍調査事業の推進に係る委員について、特別職の職員で非常勤のものとして位置づけをし、報酬等が支給できるように改正するものであります。

具体的な内容としましては、最初に、各選挙に係る投票管理者及び投票立会人の報酬の額につきましては、国の算定基準単価により設定し、立会時間に関係なく一律に設定しておりますが、各投票所の投票状況に基づき、関係自治会と協議した結果、16カ所の投票所で閉鎖時刻を繰り上げすることとなり、同じ業務内容で、立ち会い時間に最大3時間の開きが出ております。

このことから、拘束時間を考慮した報酬額を支給することがより公平性を担保できると判断し、今回従事時間が基準時間に満たない投票管理者及び投票立会人については、時間単価に従事時間を乗じた額を支給できるよう改正するものであります。

次に、市政の発展及び市民の福祉の増進に寄与し、功績が顕著で市民の模範となる方を功労者として表彰しております。その選考につきましては、市役所内の職員会議で規則に基づき判定を行ってりましたが、自治基本条例の制定など市民の参画と協働を推進するに当たり、市民委員を委嘱し、市民からの推薦や情報をより多く取り入れ、反映された中、功労者の選考、決定を行う組織に改正をいたします。

このことから、市民委員を表彰審査会に加えるに当たり、地方自治法第203条の第3第2項に基づく非常勤の特別職の職員として位置づけをしようとするものであります。

次に、若者の海外研修等支援事業審査会委員につきましては、昨年12月議会で提案をした「若者の海外研修等支援事業基金条例」の対象事業について、寄附者からの御意向に合致した、また市民感覚に基づく公平な判断により認定をするため、審査会の委員として市民委員を加えるに当たり、地方自治法第203条の3第2項に基づき、非常勤の特別職の職員として位置づけをするものであります。

次に、現在の地籍調査推進委員は、地籍調査事業を円滑に進めるため、地元の山に精通した方を推薦いただき、市長が委嘱し、お願いしているところでありますが、業務内容等を精査し、また他市町の状況を調査したところ、地方自治法第174条第1項に基づく非常勤の専門委員として位置づけすべきと判断いたしましたので、改正しようとするものであります。なお、報酬額につきましては、従前からの支給額と同額の外業が8,000円、内業が6,000円としようとするものであります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（岡田初雄君） 説明は終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております第82号議案は、総務文教常任委員会に審査を付託したいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第82号議案は、総務文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第10 第83号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第10、議第83号議案、宍粟市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び宍粟市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 第83号議案について説明を申し上げます。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正により、土地の所有者または占有者に対する努力義務として、廃棄物の不法投棄を発見した際、市への通報に関する規定が追加をされました。これによりまして、「宍粟市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」に、土地の所有者等に努力義務として、通報に関する規定を追加しようとするものであります。

また、同法律の改正で、一般廃棄物処理施設を設置または変更しようとする場合

の維持管理情報の公開に関する規定が追加されましたので、「宍粟市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例」の中に引用しております同法の項番号を改正するものであります。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 説明は終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております第83号議案は、民生生活常任委員会に審査を付託したいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第83号議案は、民生生活常任委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第11 第84号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第11、第84号議案、宍粟市福祉医療費助成条例及び宍粟市少子化対策事業助成条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 第84号議案について説明を申し上げます。

0歳から15歳までの医療費助成につきましては、「乳幼児等医療費助成事業」及び「児童医療費助成事業」並びに「こども医療費助成事業」により、医療費の一部を助成しているところであります。今回少子化対策の一つとして、さらに、医療費助成の拡充を行い、子育て世帯の経済的負担を軽減することにより、子育て環境の整備と福祉医療の充実を図ろうとするものであります。

改正の内容につきましては、医療保険の給付が行われた場合の0歳から15歳までの入院に係る個人負担の全額助成、また、0歳から12歳までの通院に係る個人負担の全額助成、さらに、所得制限の撤廃を行うものであります。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 説明は終わりました。

通告に基づき質疑を許可します。

14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 14番です。今回の改正は前進の改正で大変いいわけですが、他の自治体の今回の予算対応を見ても、中学生についても通院も対象にしている自治体も少なからずあるようであります。それで、通常、中学生の

ことを考えた場合に、部活動でのけがは学校安全会から出るということになるでしょうけれども、その他で考えても、やはり、入院するということになったら、大変たくさんお金がかかるということは十分わかるわけでありましてけれども、実際、利用する立場からいうと、通院というケースのほうが多いかなと思うんですけれども、そういう点で言いますと、もし通院も事業対象とした場合、予算的にはどの程度かかると見込まれて、今回は入院だけというふうなことにされたのか、そのあたりのところ検討されておりましたら、お示し願えたらと思います。

○議長（岡田初雄君） 健康福祉部長、秋武賢是君。

○健康福祉部長（秋武賢是君） お答えします。

中学生を入院以外の分で見るということになりまして、一応、800万円から900万円ぐらいの増額が必要だと試算はいたしております。

○議長（岡田初雄君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第84号議案は、民生生活常任委員会に審査を付託したいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第84号議案は、民生生活常任委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第12 第85号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第12、第85号議案、宍粟市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 第85号議案について説明を申し上げます。

出産育児一時金の支給額は、政府の緊急少子化対策により、平成21年10月1日から平成23年3月31日までの出産については、暫定的に引き上げた39万円を支給することとなっています。

今回、暫定的に引き上げた支給額について、恒久化して支給する法改正がなされるため、国民健康保険条例につきまして、23年4月以降も39万円が支給できるように改正しようとするものであります。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 説明は終わりました。

お諮りします。

ただいま、議題となっております第85号議案は、会議規則第39条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第85号議案は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第85号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第13 第86号議案

○議長(岡田初雄君) 日程第13、第86号議案、宍粟市介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長(田路 勝君) 第86号議案について説明を申し上げます。

介護認定審査会は、介護保険法第14条第1項の規定に基づき、介護認定の審査判定業務を行うために設置した審査会であり、委員の定数は、介護保険条例第2条の規定により43人以内と定めておりますが、平成17年度で、1,782名でありました介護認定者数は、平成22年11月末時点では、2,298名に上り、委員にかかる負担が年々増加しております。

こうした状況の中で、介護認定審査会委員の定数を4名増員することで委員にかかる負担を軽減し、介護認定の適正な審査を維持し、については介護保険の適正な運営を図ろうとしようとするものであります。

また、今回の改正とあわせて、介護保険法との均衡を保つため、文言の整理も行うものでございます。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 説明は終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております第86号議案は、民生生活常任委員会に審査を付託したいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第86号議案は、民生生活常任委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第14 第87号議案及び第91号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第14、第87号議案、宍粟市夜間応急診療所条例の一部を改正する条例について及び第91号議案、宍粟市山崎保健センター条例を廃止する条例についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 第87号議案及び第91号議案について、一括して説明を申し上げます。

最初に、第87号議案につきましては、現在の夜間応急診療所を宍粟市消防本部内から宍粟市山崎町今宿5番地15「市役所北庁舎」へ移転し、平成23年4月4日から診療所を開設するため、位置の変更について提案するものであります。

次に、第91号議案、宍粟市山崎保健センター条例を廃止する条例につきましては、山崎保健センターの施設は、「公の施設」として市民の方が利用できるように条例を設けておりましたが、平成23年4月から山崎保健センターで行っております業務を市役所北庁舎において行うこととし、現在の施設は取り壊しをすることといたしております。

このことから、現在の山崎保健センターの施設を「公の施設」として利用することができなくなりますので、山崎保健センター条例を廃止しようとするものであります。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 説明は終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております第87号議案及び第91号議案は、会議規則第39条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。

んか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第87号議案及び第91号議案は、委員会の付託を省略することに決定しました。
これから討論に入ります。

討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、採決を行います。

採決は分割して行います。

まず、第87号議案の採決を行います

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第87号議案は、原案のとおり可決されました。

続いて、第91号議案の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第91号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第15 第88号議案

○議長(岡田初雄君) 日程第15、第88号議案、宍粟市農業委員会の選挙による委員の定数及び選挙区設定条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長(田路 勝君) 第88号議案について、提案理由の説明を申し上げます。

農業委員会の選挙区及び定数は、農業委員会法第10条の2第2項の特例規定により、旧町ごとに選挙区を設定しておりましたが、旧波賀町選挙区において、農業者数の減少で選挙区設置要件の基準農業者数600人以上を満たさなくなっております。

このことを受けまして、選挙区の見直しに当たりまして、過去2回の農業委員選

挙の状況や農業委員会の意見等も参考に検討した結果、選挙区制を廃止し、法の原則であります1委員会1選挙区としても問題がないと判断いたしましたので、選挙区を廃止する改正をしようとするものであります。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

通告に基づき順次質疑を許可します。

15番、山根 昇議員。

○15番（山根 昇君） 条例の本則ではなくて、この新旧対照表で添付資料があるんですけども、改正案でこの条例は17年4月1日から施行するとなっているんですけど、これが23年の4月1日からの施行でいいのではないかなと思うんですけども、ちょっとその点お尋ねします。

○議長（岡田初雄君） 農業委員会事務局長、上田 学君。

○農業委員会事務局長（上田 学君） 失礼します。この附則につきましては、前回平成17年の4月1日の合併当時の制定のときに当たりまして、その2項で適用区分がございます。これにつきましては、施行日以降の最初の一般選挙という適用事項があります。この部分を消すために対照している部分でありまして、今回新たに改正案につきましては、附則としましては平成23年4月1日から施行し、それ以降の最初に行われる一般選挙から適用するという附則にしております。

失礼します。ちょっと説明が足りなかったようなんですけども、附則の部分の適用部分を条例案の中で、附則の下から4行目なんですけれども、そこに挙げているように、適用の部分を附則を消すために行っております。新旧対照表に載せております。この附則につきましては、先ほど言いましたように、適用についての施行日になっております。そういう関係でこの部分は必要なくなりますので、この附則は消して、新たに23年4月以降の分についての附則をまた加えるということにしております。

○議長（岡田初雄君） 暫時休憩いたします。

午後 1時44分休憩

午後 1時44分再開

○議長（岡田初雄君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

農業委員会事務局長、上田 学君。

○農業委員会事務局長（上田 学君） 失礼します。この分については附則の部分、必要のないところを削るということで、対照表に上がっているだけでありまして、これは法の整備上必要ということで、こういう第2項を削り附則第1号の見出し及び項番号を削るという項目を法制上必要ということでしております。

○議長（岡田初雄君） 続いて、14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 今回の条例が施行になると、市長の提案説明では二つのことを言われたと思うんですけども、いわゆる合併特例で選挙区を設けておったということと、もう一つは、波賀町が農業人口、正確じゃないかもしりませんが、農業人口が基準以下、600人以下になったために、波賀町としての定数枠がなくなったというふうなことで聞こえたんですけども、そのあたりの今回の改正が必要、合併特例が認められないとか、基準要件を満たさないとかいうふうなことの詳細説明と、その選挙区をなくすことによって、場合によっては波賀、千種を含めてこういう人口の少ない地域から農業委員の選出というのが場合によってはゼロ人になるというふうな可能性もあるということなのか。農業委員会については大変農地なんかの関係については大きな権限が与えられている組織なので、地元からそういう農業委員が出なくなるという、旧町から1人も出なくなるということになりますと、大変また大きな問題も生じてくるんじゃないかなと思いますので、そのあたりのところ、法的に選挙区をなくさなければならない理由があるのであれば、それを教えていただきたいですし、そういうふうに農業委員が選挙の結果、南部地域に偏ってもいたし方がないというふうな認識のもとに提案されておるのかどうか。その点いかがでしょうか。

○議長（岡田初雄君） 農業委員会事務局長、上田 学君。

○農業委員会事務局長（上田 学君） 失礼します。農業委員会の選挙の単位という部分なんですけれども、法の原則は1委員会、1選挙区というのが原則になっております。市町村の合併によりまして行政区域が広域になっているという事情から、委員と農業者との関係が疎遠になったり、また、委員の選出が一部の地域に偏在するというおそれがある場合に設けるといふようなことで、政令特例が認められております。

そういうことで、その政令につきましては農地面積が500ヘクタール以上、または10アール以上を耕作する農業者数が600戸以上という基準が設けられております。そういう中で、農業者の高齢化とかが進む中で農家数は減少しております。第3選挙区においては、その農家数600というのが下回ってきております。そう

いう関係でその選挙区の部分について、波賀選挙区というのが第3選挙区が維持できなくなっているという状況になっております。

こういう状況から、選挙区を見直すに当たりましては、まず法の趣旨から委員の選出が一部の地域に偏在するおそれがあるかないか、そのようなことから判断する必要があると思っております。

そういう中で、これまでの選挙等の状況を見ますと、先ほども市長の説明にもありましたように、選挙区制を廃止しましても委員が一部の地域に偏在するということまでは至らないというような判断で、今回、法の原則である1委員会、1選挙区という、そういうようなことで改正の提案をさせてもらっております。

また、選挙区制をとった場合なんですけれども、どこかの選挙区、その基準に見合うような選挙区の見直しをする必要があります。その場合、選挙区の定数につきましては、選挙人に比例して定めることとなっております。現在、合併協議会等では、概ね農家戸数等によって配分されているような状況の中から、今後選挙区制をとる場合には、それぞれ今までの地区にありました定数の変更等も出てまいります。そういうような中、先ほども言いましたように、法の趣旨から言いますと、原則のほうの選挙区としても問題ない場合には、特例でなしに、原則のほうを採用すべきではないかということ考えて、今回の改正に至っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 農業委員会の選挙というのは、文字どおり、ある意味、市会議員選挙の農業委員版みたいな感じで、また公職選挙法も含めてのもとに行われるわけでありましてけれども、旧町の時代からずっと見てきますと、概ね農業委員会の選挙というのはいろいろ調整があって、無投票でくるというのが当たり前のような感じで、逆に選挙があるところが珍しいぐらいのことです。ずっときておるんじゃないかなと思っておりますけれども、そういうことで果たして選挙になった場合に、場合によっては極端に言えば波賀町からは農業委員が1人もいないというふうなことも十分想定されるというふうなことは覚悟しておかないといけないということですね。

○議長（岡田初雄君） 農業委員会事務局長、上田 学君。

○農業委員会事務局長（上田 学君） 先ほど言われたこともあり得ないことではないんですけれども、これまでの選挙の現状から、一般的に選挙につきましては、自薦候補での届け出ということと、それから推薦候補での届け出というのが公職選挙上あると思っております。今、農業委員会においては地区の推薦を受けながら、自ら立候

補届けを出されているというような中間的な形がとられていると思います。そういう中で、極端な例を言えば、あり得ますけれども、現状のところを判断しますと、そういう一部の地域に偏在してしまう、波賀の今の選挙区からについてはゼロというようなことはあり得ないと考えております。

○議長（岡田初雄君） これでは質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第88号議案は、産業建設常任委員会に審査を付託したいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第88号議案は、産業建設常任委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第16 第89号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第16、第89号議案、宍粟市住宅条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 第89号議案について説明を申し上げます。

国におきまして、公営住宅における暴力団員排除の方針が示され、また、兵庫県におきましては、「暴力団排除条例」が平成23年4月1日より実施をされます。

これを受けまして、当市におきましても市営住宅の適正な管理と入居者や周辺住民の生活の安全を確保するため、暴力団員の入居制限を定め、市営住宅から暴力団員の排除を目的として改正しようとするものであります。

内容といたしましては、入居者資格に暴力団員でないことを追加し、また新たに同居させようとする者が暴力団員であるときは、その者に係る同居申請については承認しないとするものであります。

また、附則において、宍粟市特定公共賃貸住宅条例及び宍粟市改良住宅条例に同様の内容を改正しようとするものであります。

さらに、市営木谷団地Ⅱ期建替事業が平成22年度末に完了いたしますので、昭和33年度に建設いたしました木谷A団地10戸を廃止し、今回建設しました4戸を木谷団地2号棟として供用開始するため、本条例を改正しようとするものであります。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 説明は終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております第89号議案は、産業建設常任委員会に審査を審査を付託したいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第89号議案は、産業建設常任委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第17 第90号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第17、第90号議案、宍粟市学校設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 第90号議案につきましては、近年の少子化の影響などから、市内の児童数の減少、それに伴う学校の小規模化が進行しております。

このような状況を受けまして、適正な教育環境の確保及び充実を図るため、宍粟市学校規模適正化推進計画を策定し、昨年度来、各小学校区において懇談会等を重ねているところであります。

このたび、千種の小学校区におきまして、千種東小学校を平成23年3月31日をもって閉じ、平成23年4月1日より千種南小学校と一つとして、さらに平成24年3月31日をもって、当該千種南小学校及び千種北小学校を閉じ、平成24年4月1日より、新たに宍粟市立千種小学校を設置することで調整ができましたので、今回、宍粟市立学校設置条例を改正しようとするものであります。

また、附則におきまして、今回の改正に関連します宍粟市立学校施設等の使用に関する条例についても、引用文言の整理をするものでございます。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

通告に基づき質疑を許可します。

14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 14番です。事実上、千種の3小学校を一つにするというふうなことが決定事項であるようなんですけども、私が地元の方から聞いた状況では、私の認識としては私が予想しておったよりもスムーズに統合に至ったなという

ふうに感じておったわけでありましてけれども、今言いましたように、一部の方からは教育委員会の統合に対する強引さも見え隠れしたというふうなこともお聞きしております。

それで、今後、次は波賀とかいう格好で進んでいくわけでありましてけれども、お聞きしたいのは、どの時点で保護者やとか地域の合意が得られたということで、次の段階の学校協議会の設置というふうなことの判断をされたのか。

この間、担当の委員会ですから、るる経過は聞いておりますけれども、どういう段階で判断されたのかというふうなところについては、なかなかわかりにくかったと思いますので、教育長として、保護者とか地域の合意がどの時点で得られたというふうに判断されて、統合を推進しようということになったのか、そのあたりのところを、なかなか言葉では難しいかもしれませんが、これからの議論の中で大切なことになってこようかと思っておりますので、わかりましたら言葉で説明していただければと思います。

○議長（岡田初雄君） 答弁につきましては、議案に関する部分のみ答弁をお願いいたします。

教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） まず最初の教育委員会の強引さが目立ったという、そういうお話ですが、これにつきましては、それぞれ地元の説明会、あるいはそれぞれの対象の皆さん方に懇談会等を十分周知しながら説明を図っていったところでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

それから、どの時点でという部分でございますけれども、基本的には、まず方向性の説明会をさせていただきました。その後、小学校区ごとの懇談会をさせていただきました。その中でそれぞれの意見を集約した中で方向性をいただきまして、協議会に入りました。その協議会は昨年6月30日ということでございます。そこでいよいよ今日上程しております形で進んでいこうという、そういう決定をしていただいたということでございます。

○議長（岡田初雄君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第90号議案は、総務文教常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第90号議案は、総務文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第18 第92号議案～第94号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第18、第92号議案、宍粟市千種オフトーク通信施設条例を廃止する条例についてから第94号議案、宍粟市千種テレビ受信施設条例を廃止する条例についてを一括議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 第92号議案から第94号議案まで一括して説明を申し上げます。

地域情報通信基盤整備事業によります市内全域の光ケーブル網の整備完了に伴い、平成22年11月26日より千種地域における音声告知放送「しーたん通信」の本格運用を開始し、合併前より千種地域で運用してきましたオフトーク通信業務を平成22年11月25日に終了いたしております。

また、千種テレビ共同受信施設によるアナログ放送の送信、千種高度情報通信施設によるインターネットサービスも平成23年3月31日をもって終了することとなりましたので、宍粟市千種オフトーク通信施設条例、宍粟市千種テレビ共同受信施設条例及び宍粟市千種高度情報通信施設条例を廃止しようとするものでございます。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

通告に基づき順次質疑を許可します。

18番、岩蔭昭美議員。

○18番（岩蔭昭美君） 三つのサービスについて、情報化の基盤整備も完了したんで、いよいよ本年の3月末をもってeネットちくさのサービスの完了をもって、この三つの事業の完了を行うと。よって、従来千種町から新市に受け継がれた条例は廃止すると、こういう御説明であったと思います。

それは、そういう方向性というものはよく我々も説明を受けていますし、それはそれとしていいんですが、要するに、これは条例改正に伴って、特定目的の基金の廃止ということが当然ながら一緒になって行われるわけでございます。当初、1億に余る基金をもって合併になったと思うんですが、現在、この条例を廃止するにあたって、いよいよこの特定目的の基金残高はどのようになっているか。どういう金

額になっておるか。そしてまた、その金額の処理について、どのような考え方でもって行われるかということ、まずもってお尋ねをしたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 総務部長、清水弘和君。

○総務部長（清水弘和君） お答えを申し上げます。

おっしゃるとおり宍粟市テレビ施設運営基金条例がございまして、この目的につきましては、合併前の千種町の区域のテレビの運営に関するということで設置をいたしております。

合併当時につきましては、今お話がありましたとおり、1億円でもってスタートを行っております。平成22年度末、今年度末の予定でございますが、約9,700万円の残でございます。この額につきましては、後刻提案が市長よりありますが、平成23年度におきまして、この施設の撤去を行うということで、予算上は約8,000万円を計上いたしております。整備が8,000万円で済むのかどうか、補正も実施をいたしますが、実施後の額につきましては平成23年中に残額等をどのようにするかをあわせまして基金条例の廃止も含めて検討してまいりたいと。場合によりましては、公共施設整備基金への編入等も考慮したいというふうに思っております。

○議長（岡田初雄君） 18番、岩薮昭美議員。

○18番（岩薮昭美君） 当初、この三つの事業は少しずつと言うんですか、段階を追って一つずつ加わっていった経過がございます。最終的にeネットちくさということで、ざっくりばらんな言い方をすれば、使い放題、繋ぎ放題、月額1,000円ということで、住民はその恩恵にこの3月末日まで預かれるわけでございます。そのサービスがなくなるわけございまして、姫路ケーブルテレビのほうへ順次移管ということで、当然ながら住民負担、おのおのでやっておるわけでございます。その間、オフトークであれ、テレビの共聴施設であれ、eネットであれ、使用料という形で住民が支払っていった部分も長い間あるわけございまして、それを一括して廃止するから、その基金の残が約9,700万円あるとおっしゃいましたが、その金額でもってそうした施設の撤去費に充てるということで、話としては非常にわかりやすいわけでございますが、そういう三つの事業が順次積み重ねられて、今日いよいよ終わるといことになりまして、やはり一部住民の方は非常にこの問題、そのお金の使われ方、あるいは残金はどう処理されていくのかということについて、関心を持っている人々も多いわけでございます。

そういうことで、最終的にこの事業を廃止して、基金を廃止するに当たって、わ

かりやすい住民への説明が必要であろうかと思いますが、そういう用意があるかどうかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 総務部長、清水弘和君。

○総務部長（清水弘和君） 先ほど自治基本条例のところでも説明がございましたように、基金の条例廃止につきましては、やはり市民の方々の意見も聞く中で適切な廃止を行ってまいりたいというふうに思っておりますので、撤去後に検討を行いたいというふうに思います。

○議長（岡田初雄君） 続いて、14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 三つの廃止条例なんですけれども、千種のオフトークについてはかなり以前からというふうなことで記憶はしておるんですけれども、あと高度情報通信施設とか、テレビ共同受信施設について、それぞれ建設費やとか、財源内訳、それと実際にまだ耐用年数という点では十分使えた施設ではないのかなということもあるんですけれども、そういう意味で起債償還が終わっているのかどうか。こういうふうな資料を是非次の総務常任委員会まででいいですので、出していただけたらわかりやすいかなと思います。

それと、先ほどもありましたように、テレビが光ケーブルへ移行するということが3月31日で、あと1カ月の猶予期間というふうなことになっておるんですけれども、今現在、千種町内で光ケーブルへのテレビの接続というのはどの程度、100%普及しておったらいいんですけれども、もし100%でないとすれば、どの程度普及されておるのか。ウインクの場合についてはデジタル放送をアナログ放送に切り替えて、今のテレビでも見れるというふうなサービスをするというふうなことで、ほかの機械を買わなくても済むということもあって、大変いいサービスだなというふうには思っているんですけれども、そのためには通信施設だけではなくて、テレビの引き込み工事にはかなり費用負担が伴います。そういうことからいいますと、一番心配されるのは、今の地デジ放送全体としても言えることでもありますけれども、結局テレビ難民が生まれるんじゃないかなというふうなことが心配されております。そういう点で、千種のテレビ、3月31日に廃止した場合に、きちっとテレビが見れる状態を確保できているのかどうか、そういうことも含めて今回確認した上で廃止条例が提案されているのか。その点いかがですか。

○議長（岡田初雄君） 千種市民局長、山本 繁君。

○千種市民局長（山本 繁君） お尋ねのテレビの関係について、お答えをしたいと思います。

1点目の建設費とか、財源内訳、起債の償還の関係につきましては、また後日委員会のときに議長と相談の上、資料のほうを提出をさせていただきたいと、このように思います。

それから、今の状況でございます。まず、テレビの関係ですが、テレビについては、主要回線、平成8年度から平成10年度の3年間で改修をいたしました。今の状況ですが、一応3月31日でこれは廃止するという条例の提案をさせていただいております。今の状況でございますけれども、1,192件の申し込みがあります。その中で、姫路テレビのほうに加入移行ができている分、これについては72.65%ということに、今現在そういう状況になっております。

ただ、今、一番懸念しておるところなんです、これについては地元それぞれこの推進委員さん、自治会長はじめ依頼をお願いしておるんですが、今約73%の加入ということで、この1カ月間、それぞれ戸別の訪問、それから個人、年寄りの方、こういった方、一応推進委員を通じてそういうことを周知しておるわけですが、まだこういう状況になっておりますので、個人のほうの戸別の訪問、こういったことを確実にやります。3月にはそういったことで、テレビが映らない状態がないように、最善の努力をしていきたいなというふうに思っています。

それぞれeネットワークにつきましても、それから、もう1点のオフトーク通信についても、ちょっと状況だけ御報告をしておきます。

オフトーク通信については、これは平成4年に開局したんですが、これについては95.75%の完成に至っております。

それから、ネットワークのほうについては73.9%、今そういうことで廃止のほうはそういう状況になっております。

以上です。

○議長（岡田初雄君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第92号議案から第94号議案までは、総務文教常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第92号議案から第94号議案までは、総務文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

ここで暫時休憩をいたします。

午後 2 時 2 5 分まで休憩いたします。

午後 2 時 1 6 分休憩

午後 2 時 2 5 分再開

○議長（岡田初雄君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第 1 9 第 9 5 号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第 1 9、第 9 5 号議案、福知溪谷休養センター及び福知多目的ドームに係る指定管理者の指定についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 第 9 5 号議案について、説明を申し上げます。

福知溪谷休養センター及び福知多目的ドームにつきましては、道の駅「播磨いちのみや」、一宮温泉「まほろばの湯」の 3 施設一体として、播磨いちのみや株式会社を指定管理者として平成 2 1 年 4 月 1 日から 6 年間の指定管理に係る基本協定を締結しておりました。

しかしながら、福知溪谷休養センター及び福知多目的ドームにつきましては、平成 2 1 年 8 月の豪雨災害以来、営業を休止し、指定管理を取り消しております。

この平成 2 3 年 3 月末で、当施設に係る災害復旧工事に一定の目途がたちましたので、再度、播磨いちのみや株式会社を指定管理者として指定し、施設の運営を再開することが、より適切な管理運営が行えると判断いたしましたところでございます。

また、この指定管理者の指定に当たりまして、宍粟市指定管理者選定審議会に諮問し、事業計画の内容、指定管理者としての資質等慎重に審議をいただき、適切であるとの答申をいただいております。

また、指定管理期間につきましても道の駅「播磨いちのみや」、一宮温泉「まほろばの湯」と一体的に運営することが合理的な運営が図れると判断し、平成 2 7 年 3 月末までの 4 年間とするものであります。

本件につきましては、指定管理者の指定について地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

通告に基づき質疑を許可します。

11番、大上正司議員。

○11番（大上正司君） それでは、1点だけお尋ねしたいと思います。

福知溪谷休養センターは、一宮町民をはじめ市内外の多くの方から親しまれ、愛されてきた施設でございます。ただいま市長のほうから提案説明がありましたように、一昨年の災害によりまして被災を受けて休館となり、多くの方々がその再開を待ち望んでおられたところでございますが、やっところまで来たのかなと、大変喜んでおられるところでございます。

そこで、お尋ねしたいんですが、この施設は被災前に旧一宮町の時代から、直営でやっていた時代から採用されておられました従業員というんですか、職員の方が指定管理者制度が導入された以降も引き続き職員、従業員として採用されておられたと思うんですが、被災によりまして閉館となり、その当時、いろいろ当局としましても御苦労あったんじゃないかなと思いますが、退職やとか、あるいは市内の他の指定管理施設等に転勤、配属替えされるというようないろんな努力をされまして、今そういった形で勤務されておられるんじゃないかなと思うわけでございますが、今回、ただいま説明がありましたように、被災前にお願いしておりました播磨いちのみや株式会社さんに再度指定管理をお願いしようとしておられますので、これが可決されましたとしますと、先ほど申します従業員などの処遇に対しまして、再雇用などはどのようなお考えになっておられるのかなと。幸い代表取締役が副市長になっておられますので、もし差し支えなければ考え方をお聞かせいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 産業部長、平野安雄君。

○産業部長（平野安雄君） それでは、福知溪谷再開に伴います職員の雇用の状況について、御説明をさせていただきたいと思っております。

御案内のとおり、昨年、一昨年の台風によりまして、一時的に退職なり、転職を余儀なくされた方がかなりおられます。その方につきましては、御報告させていただきましたように、類似の指定管理施設ですとか、中には退職された方もございます。

今回の再開につきましては、御存じのように、被災前すべて100%の一時の再開ということはなかなか難しい状況でございます。アクセス道路なり河川の状況、それから近隣の特に関西風景百選にもあります福知溪谷全体の完了がまだしばらくかかるかと思っております。今のシミュレーションでは、平成23年度は被災前の50%、

それを2年、3年後に100%に持っていくということで、具体的には今年のゴールデンウィークから用途別、段階別に再開をしたいというふうに思っております。

当然、当初でございますので、喫茶、軽食、ミニ会席等から始めさせていただいて、それぞれ復興の状況、入り込みの状況を見る中で、宴会なり宿泊に拡大をしていくということで、今思っていますのは、4月の当初、管理職1名、これにつきましてはまほろばの湯と兼務で行っていただく。あとパート従業員の方、4名を福知溪谷の中に採用するというシミュレーションをいたしております。

いずれにいたしましても、まだ変則的な勤務の状況でございますので、1年なり2年たった後の本格的な従業員の雇用までには至っていませんが、今のところ極力今まで雇用された方、また地元の方で変則の勤務に就いていただきたいということで、今指定管理者とも協議をさせていただいているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） これ以て質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第95号議案は、産業建設常任委員会に審査を付託したいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第95号議案は、産業建設常任委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第20 第96号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第20、第96号議案、兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 第96号議案について、説明を申し上げます。

平成23年4月1日付で「北はりま消防組合」が設立されることに伴い、兵庫県市町村職員退職手当組合への加入に係る申請書の提出がありましたが、この組合規約を一部変更する場合は、当該組合を組織する地方公共団体の議会の議決が必要となりますので、今回、提案するものでございます。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

通告に基づき質疑を許可します。

18番、岩薮昭美議員。

○18番（岩薮昭美君） 今、市長の提案説明で、4月1日付で成立のある北はりま消防組合が一括して組合に入られるという説明を聞いたんですが、ということは、もう既に職員の方が新たに増えるということではなくって、ばらばらに入っていたのかな、旧町ごとに入っていたのかなというような気もしないでもないんですけども、いずれにしても、人数としてはかなりまとまった加入者ということになるかと思えます。当然ながら、こういう退手組合等の場合は、入退会は当然あるわけですが、大量の入会の場合はさしたる問題は起こらんかもわかりませんが、大量の退会ということには大変財務状況というのは変化が生じて当然だと思います。そういうことで、影響は大きいだろうと思うんですが、何人の方が組合に新規に加入をなさるのか。それによって組合のいわゆる運営状況というのに変化は来さないかと。あわせて、我が市が加入している組合の財務諸表等のチェックだとか、あるいは状況とかはどのような形で常時把握はなされているのかということについて、お尋ねをしたいと、こういうように思います。

○議長（岡田初雄君） 総務部長、清水弘和君。

○総務部長（清水弘和君） お答えを申し上げます。

まず、最初に新たに増えるという感覚ではございません。今回の退手組合の改正につきましては、現在、41の市と町が県下でございます。そのうち退職手当組合に加入していますのが28の市と町でございます。その28の市と町が今回消防の広域化によりまして、加西市、それから加東市、西脇市、多可町、この消防関係が広域消防の一本化になるということで、兵庫県下で第1号目の広域になっております。したがって、人員については増はいたしません。加入団体の数が増えただけで、それぞれの各町の人数が減ると。その部分が組合で増えるということでございます。ちなみに、退手組合の全対象職員数は約1万9,000人でございますので、その数に変わりはありません。

また、大ざっぱな財政状況でございますが、私どもがいただいている資料によりますと、平成14年以降、非常に退職者が増えております。その結果、退手組合の資金が不足いたしました。まず掛金が平成17年当時、1000分の140が掛金でございました。しかしながら、運営が厳しいことから、年次的に値上げと申すか、率を上げまして、平成19年には1000分の170、平成21年には1000分の195、さらに平成23年からは1000分の225という改定がもう既

に退手組合のほうで決定をいたしております。

この結果、基金といいますか、財産の残高が平成20年度末では底をついた格好で約98億円の残まで落ち込みました。ただ、平成21年度からは100億を超えるような状況になりまして、今後、徐々に増えるということで、健全な財政運営を目指して負担金等も増高されている状況でございます。

○議長（岡田初雄君） 18番、岩薮昭美議員。

○18番（岩薮昭美君） こういう質疑を何ですのかということになりましたら、私どもの議員退手年金組合というのが合併による加入組合員の減、支払い増という形の中で一挙に崩壊をしたと。財政悪化ということは日ごろから言われておったんですが、いよいよ今年度でもって破綻処理ということになるわけでございます。まあまあ皆さん方の1万9,000人という規模というのは大変大きいですし、大丈夫だろうということは当然なければならんですが、人数が多ければ、逆に言えば破綻のときには一挙に財政悪化は急下するというところでございます。

しかしながら、一般的に広域化とか、あるいは組合方式の場合には本当に性根を入れて運営、経営に当たるといようなことがなかなかやりがたいだけに、そういうことはないだろうと思えますけれども、ひとつ将来の職員の方々の退職手当組合が健全に運営されるように当然ながら管理者として努力をいただくとはい思いますが、一層のそういった情報公開にも努めていただきたいと。あわせて、これも住民にとっても、放っておいてくれというような問題じゃなくって、やはり皆かかってくる大きな問題でございますので、よろしくお願いをしたいと。今のところは財政健全化の方向で動いていると、こういうように理解していいということですので、質疑を終わります。

○議長（岡田初雄君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第96号議案は、会議規則第39条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第96号議案は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第96号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第21 第97号議案～第98号議案

○議長(岡田初雄君) 日程第21、第97号議案、平成23年度宍粟市農業共済事業に係る事務費賦課総額及び賦課単価についてから、第98号議案、平成22年度損害防止事業実施に伴う特別積立金の取崩しについてまでを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長(田路 勝君) 第97号議案と第98号議案について、一括して説明を申し上げます。

最初に、第97号議案につきましては、農業共済条例第5条第1項の規定により、当該年度の共済事業を行うために必要とする事務費予定額から、国庫の負担に係る部分の金額、その他の収入予定額に相当する金額を差し引いて得た金額の事務費と、県連合会から宍粟市に賦課された賦課金の支払いに充てる費用について、それぞれ共済加入農家に対し賦課することになります。

この賦課単価及び総額について決定する際には、議会の議決を経る必要がありますので今回提案するものでございます。

なお、今回の賦課方式は、平成22年度と同じ方法を採用し、賦課総額443万1,000円を予定しております。

次に、第98号議案につきましては、今回、農作物共済と家畜共済の損害防止事業に特別積立金の取り崩しを行うもので、農作物共済の損害防止事業につきましては、市が行うイノシシ、シカ等の獣害防護柵設置に対する助成事業、シカの個体数整理等事業及び有害鳥獣捕獲事業に対し費用を負担することにより、交付にかえて実施しており、この財源として、連合会からの助成金とこの水稻特別積立金を充てることといたしております。

また、家畜共済の損害防止事業では、多発疾病に対しての未然防止や被害率の軽減につながる予防衛生措置として薬剤の配布を実施するとともに、宮崎県での口蹄疫発生を受けて、防疫対策として、炭酸ナトリウム、消石灰の配布及び散布器材購

入をいたしましたので、これらの費用の財源として特別積立金を充当しようとするものであります。

この損害防止事業の実施に伴い、特別積立金を取り崩しする場合は、宍粟市農業共済条例第155条第6項の規定により議会の議決が必要となりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（岡田初雄君） 説明は終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっている第97号議案及び第98号議案は、会議規則第39条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第97号議案及び第98号議案は、委員会の付託を省略することに決定しました。これから討論に入ります。

討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

採決は分割して行います。

まず、第97号議案の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第97号議案は、原案のとおり可決されました。

続いて、第98号議案の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第98号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第22 第99号議案～第105号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第22、第99号議案、平成22年度宍粟市一般会計補正予算（第5号）から、第105号議案、平成22年度宍粟市農業共済事業特別会

計補正予算（第2号）までの7議案を一括議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） それでは、第99号議案から第105号議案までの補正予算7議案について、一括して説明を申し上げます。

今回の補正は、平成22年度予算を執行してまいりました各種事務事業につきまして、事業費等の確定により財源を含めた整理を行うとともに、年度内の完了が困難な事業の繰越明許費の計上と、国庫補助金等との整合性を図るために債務負担行為の変更を行うものであります。

最初に、第99号議案、平成22年度宍粟市一般会計補正予算（第5号）につきましては、補正総額で13億3,290万円を増額し、補正後の総額を257億1,745万4,000円としているものであります。

歳入の主なものといたしましては、分担金及び負担金では、土地改良関連事業及び農林業施設災害復旧に係る受益者分担金の精査、国庫支出金につきましては、福祉関連に対する国県負担金の精査、また、国の補正予算で計上された住民生活に光を注ぐ交付金の追加及び小中学校改築工事に係る安全・安心な学校づくり交付金を増額いたしております。

県支出金につきましては、地域介護拠点整備事業、子育て支援特別対策事業、地籍調査事業、農地環境整備事業、緊急雇用就業機会創出事業等の各補助金の精査のほか、農林業施設の災害復旧費補助金精査による減額補正を行っております。

寄付金では、ふるさとづくりへの寄付金を増額する一方、諸収入につきまして、前年度後期高齢者医療給付費及び地域公共交通総合連携計画委託金の精査を行っております。

また、市債におきましては、道路橋梁整備事業、農林業施設及び公共土木施設の災害復旧事業費確定による精査を行い、教育施設整備事業の当該年度での追加事業採択により、教育債の予算措置を行っております。

次に、歳出の主なものとしましては、総務費で、地域公共交通総合連携計画策定業務、宍粟チャンネル番組委託料及び評価替標準地鑑定委託料の精査を行い、住民生活に光を注ぐ交付金を活用した緊急経済対策交付金事業の増額、参議院議員選挙関連経費の精査を行っております。

また、勸奨退職に伴います退職手当組合特別負担金について所要の予算措置を講じております。

民生費では、老人保護措置費、障害福祉サービス費について見込額による精査を行っているほか、特別会計への繰出金について各会計の精査による調整を行い、地域介護拠点整備事業補助金及び保育所緊急整備補助金について、事業確定による精査を行っております。

また、災害救助費につきましては、事業の確定見込みによる減額補正を行っております。

衛生費では、妊婦健診診査事業及びコミプラ施設維持管理業務について、事業費の確定に伴う委託料の減額補正を行うとともに宍粟環境事務組合及びにしはりま環境事務組合に対する負担金について、各事務組合の予算精査により補正を行っております。

農林水産業費では、耕作放棄田対策事業、地籍調査事業、県営ほ場整備事業等の負担金について、事業確定による精査を行い、松くい虫対策事業及び森林整備事業費について、事業費確定による減額補正を行っております。

商工費では、商工業振興事業の確定及び福知溪谷休養センター管理委託料の精査による補助金等の減額補正を行う一方、観光施設の改修等に係る事業費の精査を行っております。

土木費では、今季の豪雪対策による除雪費への増額補正を行い、道路改良事業につきましては、事業費の確定による減額補正を行っているほか、下水道事業特別会計への繰出金につきまして、揖保川流域下水道事業負担金の確定により増額補正をいたしております。

消防費では、災害対策事業において、雨量監視システム整備事業の増額予算措置を講じております。

教育費では、遠距離通学支援事業、児童・生徒援助事業について、実績による精査を行う一方、教育施設整備事業の当該年度事業採択により、河東小学校、戸原小学校、一宮南中学校改築工事について、それぞれ増額補正を行っております。

災害復旧費では、一部河川工事との調整等から翌年度繰越工事が残るものの予定どおりの事業進捗となっており、事業費確定による工事費等の精査を行い、公債費においては、将来の財政負担軽減を目的に繰上償還実施の予算措置を講じ、起債借入利率の確定等に伴う元利償還金の精査による減額補正を行っております。

また、年度内において事業完了が困難なものについては、平成23年度へ繰り越すための繰越明許費の予算措置を講じております。

次に、第100号議案、平成22年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算

(第3号)につきましましては、歳出で、退職被保険者療養給付費及び高額療養費の精査による増額補正を行い、歳入では、国民健康保険税、特別調整交付金、療養給付費交付金及び保健基盤安定繰入金の精査を行った結果、歳入歳出それぞれ3,402万7,000円を増額し、補正後の総額を43億7,618万7,000円といたしております。

次に、第101号議案、平成22年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)につきましましては、歳出で、後期高齢者医療広域連合納付金を保険料の見込みにより減額補正する一方、保険料還付金の精査による増額補正を行い、また、歳入では、一般会計繰入金の精査を行った結果、歳入歳出それぞれ554万9,000円を減額し、補正後の総額を4億5,711万7,000円といたしております。

次に、第102号議案、平成22年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)につきましましては、歳出では、保険給付事業における介護サービス費及び介護予防サービス費等の事業精査を行い、歳入では、国県支出金、一般会計及び介護保険事業基金からの繰入金について精査を行った結果、歳入歳出それぞれ1億729万1,000円を増額し、補正後の総額を36億9,505万5,000円といたしております。

次に、第103号議案、平成22年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算(第2号)につきましましては、歳出で、下水処理施設維持管理委託業務及び揖保川流域下水道負担金を事業確定により補正計上する一方、平成21年度債の借入利率等の確定により公債費の減額補正を行っております。歳入では、財源調整として一般会計からの繰入金の増額及び市債の精査による減額補正をした結果、歳入歳出それぞれ348万6,000円を追加し、補正後の総額を17億4,038万5,000円といたしております。

次に、第104号議案、平成22年度宍粟市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)につきましましては、農業集落排水施設災害復旧事業について、年度内の事業完了が一部困難なため、平成23年度へ繰り越すための繰越明許費を追加計上いたしております。

最後に、第105号議案でございますが、平成22年度宍粟市農業共済事業特別会計補正予算(第2号)につきましましては、歳出で、園芸施設共済事業費を精査するとともに、獣害損害防止事業の増額補正を行い、歳入では、園芸施設保険金及び損害防止事業負担金の補正を行った結果、歳入歳出それぞれ306万5,000円を追加し、補正後の総額を9,240万5,000円といたしております。

以上、補正予算7議案につきまして、一括して概要の説明を申し上げましたが、冒頭で申し上げましたとおり、今回の補正は、主に当該年度事業費の確定等による精査、並びに平成23年度への繰越明許費等について予算措置を講じたものでございます。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑は一部分割して行います。

まず、第99号議案について、質疑を受けます。

通告に基づき順次質疑を許可します。

15番、山根 昇議員。

○15番（山根 昇君） それでは、歳入の関係で2ページ、市債が多額な計上をされておりますので、この市債について詳細な説明、事業名、利率、期限等について御説明を願いたいなど。あと委員会等へも提出してもらってもいいのではないかなというふうに思います。その点よろしく願いいたします。

それから、歳入について、またこれも国の対策で交付金事業、地域活性化、住民生活に光を注ぐ交付金、安心安全な学校づくり交付金等ございますので、これについて歳入総額、それからまた、どうしたことに充当されようとしているのかどうか、説明をお願いいたします。

それと、歳入のところで11ページですけれども、人権推進費の補助金のところで広域隣保活動事業補助金が減額補正されております。これにつきましてその理由等についてお尋ねをいたします。

それから、続きまして、歳出についてであります。16ページで、退職手当組合の負担金が増額になっております。恐らく3月末に退職される方々の措置じゃないかなというふうに見ております。これにつきまして、3月末の退職予定者等について、お尋ねをいたします。

それから、21ページで、妊婦健診の補助金が1,000万円を超える減額になっております。これについて説明を求めます。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 順次答弁を求めます。

総務部長、清水弘和君。

○総務部長（清水弘和君） 私のほうから、まず全体の起債の増、歳入のところの説

明を申し上げます。

2 ページでは市債が 8 億 9, 3 4 0 万円増加になっております。この内訳の主なものにつきましては、6 ページを御覧いただきたいんですが、ここの地方債の変更の部分がございます。内容的に大きなものにつきましては、教育施設整備事業 2 億 1, 6 1 0 万円を 1 1 億 3, 8 9 0 万円に増額いたしております。約 9 億円の増となっております。これは提案説明でもございましたように、河東小学校とか戸原小学校等の施設整備が前倒しで事業認定を受けましたことによります起債の増でございます。ちなみに、交付金等につきましても、その関係が一番大きな国庫補助等の対象になっております。

それと、先に歳出のほうの 1 6 ページの退職手当組合の特別負担金約 3, 0 0 0 万円の分でございますが、退職勧奨の人数 4 名分の相当金額を計上いたしております。

○議長（岡田初雄君） 市民生活部長、大谷司郎君。

○市民生活部長（大谷司郎君） 1 1 ページの人権推進費補助金の減額 1 0 1 万 4, 0 0 0 円の内容でありますけれども、この件につきましては、いきいき地域づくり事業としまして実施しております事業の開始が 1 0 月からということになってきて、その分当初 2 0 2 万 8, 0 0 0 円を置いていたわけですが、補助対象としましては半額になったということで減額をさせていただいております。

○議長（岡田初雄君） 健康福祉部長、秋武賢是君。

○健康福祉部長（秋武賢是君） それでは、説明します。

妊婦健診の補助金で当初 3 2 0 人程度で最高額の 9 万 3, 0 0 0 円で予算を置いておりました。現状ですけれども、4 月から 1 2 月の実績で 2 1 4 人、9 カ月なんで年間で 2 8 5 人ぐらいになるのではなかろうかという人数と、それと 1 人の平均の補助額を見ますと 5 万 7, 5 0 0 円程度の 1 人当たりの補助になっております。これは転・出入とか、そういった場合で回数もありますし、それと医療機関によりましては妊婦健診が最高 1 0 回とかいうような各医療機関で設定もありまして、最高の 1 4 回というのはそこまですべてがとられてないというような実績もあるんで、実績に基づいて減額をさせていただいております。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 1 5 番、山根 昇議員。

○1 5 番（山根 昇君） 先ほど言いました市債の関係で、概略を大まかに説明していただいたんですけど、やっぱりどういう事業名に充当しているのか、それから利率、借入期限等につきまして、また後刻委員会等で説明していただきたいと思うの

で、その点よろしく申し上げます。

それから、交付金につきましても、この光の関係から安全安心の関係でありますので、この交付金がどこに充当されるのかどうか。また、これについても詳細な資料説明をお願いしたいと思うんですけど、どうぞよろしく申し上げます。

○議長（岡田初雄君） 総務部長、清水弘和君。

○総務部長（清水弘和君） それぞれの事業に充当いたしておりますので、それぞれの委員会に資料を提出して説明をしたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 続いて、14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 今回の大半は学校の関係に占める補正予算が大きいと思うんですけども、この前も指摘しましたけれども、下三方小学校の体育館は3月17日が竣工ということで、工期が若干遅れているけど、何とか間に合わすというふうな話を聞いておるわけでありまして、あと一宮南中学校、戸原小学校、河東小学校というふうな今現場を抱えておられまして、また新年度は山崎小学校の基本設計や実施設計に入られるというふうなことで、ある意味、一挙に23年度は4カ所の工事現場を教育委員会として抱えられるというふうなことになろうかとは思いますが、そういう点で当然専門の設計監理者がいるにしても、最終的な責任は教育委員会が負うということになると思いますので、そういう点でこれだけの現場を抱えて現体制での管理体制というのは万全と言えるのかどうか、その点お聞かせ願いたいと思います。

それと、19ページの歳出の関係で地域介護拠点施設整備補助金というのが375万円あるんですけども、これの詳細な内容、それと24ページの観光施設支援補助金140万円の内容をお示し願いたいと思います。

それと、今年度は大変な大雪でビニールハウスの倒壊が見られるんですけども、こういうものに対しての対策というのは考えておられるのか。予算上は見えてこないわけでありまして、考えておられるのか、そういうのはあくまで自己負担で直しなさいということなのか、その点お聞かせください。

○議長（岡田初雄君） 答弁を求めます。

教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） 今、下三方小学校、一宮南中学校、戸原小学校、河東小学校と、そして平成23年度には山崎小学校というような、そういう中でのいわゆる管理体制が万全かという部分でございますけれども、当然教育総務を中心にして、この事業の執行については万全を期したいと考えております。

○議長（岡田初雄君） 産業部長、平野安雄君。

○産業部長（平野安雄君） それでは、2点お答えさせていただきたいと思います。

まず、1点目につきましては、24ページの観光施設支援補助金でございます。この件につきましては、市が観光振興を図る上で重要な施設と位置づける、具体的には固定資産税を納められたり、それから収入はありますが、収益性が非常に低い施設ということで、その施設につきましては5年間に限り観光施設集客に係ります広告宣伝費150万円を上限に実質の2分の1以内で支払うということで、今回の該当につきましては、花しょうぶ園でございます。22年度の決算を見まして全体910万円の赤字の中で、広告宣伝費280万余り使われておりますので、その2分の1ということで140万円の計上をさせていただいております。

それと、2点目のビニールハウス等の倒壊の部分でございます。これにつきましては、先ほど農業共済のところでの補正の中でも説明をさせていただきましたように、今回、大雪等でビニールハウスが6棟崩壊をしております。関連の予算ということでほとんどが加入をされております園芸施設の中での補正対応というふうにさせていただいております。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 健康福祉部長、秋武賢是君。

○健康福祉部長（秋武賢是君） それでは、地域介護拠点整備費補助金でありますけれども、これにつきましては認知症の高齢者のグループホームの補助金です。国の要綱改正が平成22年11月26日に行われまして、県の補助金なんですけれども、適用は22年4月1日からということで、2,650万円が3,000万円に改正になりましたので、その差額375万円を増額しております。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） まず1番目の問題なんですけれども、万全を期していただいて当然やと思うんですけれども、いわゆる現体制、4月以降の人事の関係はわかりませんが、現体制でした場合に当然仕事の量は増えるけれども、人がもし増えないということであれば、なかなか現場にも行きにくい、目が届きにくいというふうなことになるのかなと思うんですけれども、そういう点においても十分万全な体制で工期も遅れずにしっかりしたものをつくれるというふうなことでいいのかどうか、その点再度お聞かせください。

それと、観光施設の支援補助金という名称は、過去にあったのかどうか、私も勉

強不足なんですけども、これについては何かそういう要望とかというのが市のほうで定められておって、例規集にもちゃんと出ているのであれば、一度私も確認させていただきたいと思うんですけども、ちゃんと例規集に出ているものなのかどうか、ちょっとその点再度確認をさせてください。

それと、ビニールハウスの関係ですけども、私も市内全域を承知しているわけではないんですけども、少なくとも斎木の奥のほうで、多分葉わさびとかの特産品をつくっておられるハウスかどうかわからないんですけども、葉わさびなんかをつくっておられる近くのハウスが雪で倒壊という言葉が適切かどうかわかりませんが、つぶれております。そういうところも該当するような共済に入っておられたのかなというふうなことを思うわけですけども、そのあたりの詳細はわかりませんか。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） まず、それぞれの増改築等の事業でございますけれども、天候等で多少日程等のずれはありますけれども、例えば小学校の場合に、卒業式に間に合うとか、そういう部分については現在順調に進んでおるところでございます。

また、増員というような部分につきましても、非常に難しい部分がありますので、十分教育委員会の中で精査しながら、効率的な管理体制をつくって事業のスムーズな進捗を図っていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（岡田初雄君） 産業部長、平野安雄君。

○産業部長（平野安雄君） それでは、お答えをさせていただきます。

まず、1点目の観光施設支援補助金につきましては、今年の3月に交付要綱を定めておりますので、後日確認をお願いをしたいというふうに思います。

それと、2点目のハウスの関係につきましては、詳細は手元に持っているわけですが、今、言われている部分と合致するかどうかの確認をまたさせていただきます。後日委員会等でも報告をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 以上で第99号議案の質疑を終わります。

続いて、第100号議案から第102号議案の3議案について質疑を受けます。通告に基づき質疑を許可いたします。

15番、山根 昇議員。

○15番（山根 昇君） 102号議案で介護保険の歳出についてです。11ページで、介護サービス費が非常に大きな増額になっております。目ごとに、どういう形

で増額になったのかどうか。また、利用者が増えたのかどうか。ちょっとそんな点説明を願って、また詳細な資料の提出を求めるものであります。

以上であります。

○議長（岡田初雄君） 健康福祉部長、秋武賢是君。

○健康福祉部長（秋武賢是君） 詳細については、また委員会等で提出してまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（岡田初雄君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 14番です。今、山根議員が指摘されたところと同じなんですけども、特に聞いておきたいのは、施設介護サービスで9,000万円も増えている。それと、あとケアプランの作成費で2,600万円も増えているというふうなことで、増え方も大変大きい。その一方では、地域密着介護サービス費が1,000万円と介護予防サービス費が2,000万円余り減っているというふうなところで、資料は資料で出していただいて、今、わかる範囲内でなぜこういうふうなことになったのか。国の制度がころころころころ変わりますので、介護保険の場合、本当に先の見込みもしにくい部分が担当者のほうでもあるとは思うんですけれども、あまりにも3月の最終補正としては額が大きいので、そのあたりの説明をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 答弁を求めます。

健康福祉部長、秋武賢是君。

○健康福祉部長（秋武賢是君） 詳細はまた資料で提出させていただきますけれども、介護予防サービスのほうですけれども、大きい減額なんですけれども、当初予算を組む段階で対前年度の予算をどうしても組みがちになっております。平成22年度の当初に組んだのが21年度と大体似たような金額を組みがちです。実際に21年の決算も同じように大幅な減額補正というような形でできております。当然、精査して計上すべきところなんですけれども、もしもというような場合がありますので、どうしても対前年、対前年というような形で組みがちなんです、今後またそういったものには注意をしていきたいと思います。

増額の詳細等につきましては、また委員会でよろしくをお願いします。

○議長（岡田初雄君） 以上で第100号議案から第102号議案までの3議案についての質疑を終わります。

続いて、第103号議案から第105号議案の3議案について質疑を受けます。

通告に基づきまして質疑を許可します。

14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 下水道特別会計についてお聞きしたいと思うんですけども、市長は流域下水道維持負担金の補正の要因としては、精算に係るものだというふうな説明やっただけですけども、もしわかるのであれば、その算出根拠というのはどういうふうになっておるのか。また、なかなか報告を見ることもできないんですけども、揖保川流域下水道全体の収支決算というのはどういうふうになっておるのかと、もう一つは、宍粟市内で見た場合、流域下水道に対しての負担金と下水道料金収入というのを比べた場合は、その収支はどうなっておるのか、そのあたりのところがわかれば、また担当の委員会でもいいですので、資料を作成して提出していただけたらと思いますけども、いかがでしょうか。

○議長（岡田初雄君） 水道部長、米山芳博君。

○水道部長（米山芳博君） ただいまの質問に対しまして、揖保川流域下水道の維持管理の負担金についてお知らせいたします。

やはり当初予算で6,866万5,000円を当初予算として計上しております。これは立米当たりの単価60円で計算しまして、その年間の流量によって決めております。決算見込み、それで最終予定といたしまして7,428万8,000円ということで、123万8,000立米で最終予定で流域のほうから来ております。それで、差し引き562万3,000円の増額ということで、ここに維持管理費の負担金を上げさせていただいております。

揖保川流域下水道の全体的な収支決算は手元に持っておりませんので、また委員会に報告したいと思っております。それと、収支の関係も報告したいと思っております。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 以上で第103号議案から第105号議案の3議案についての質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第99号議案から第105号議案までの7議案は、お手元に配りました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第99号議案から第105号議案までの7議案は、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第 2 3 第 1 0 6 号議案～第 1 1 7 号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第 2 3、第 1 0 6 号議案、平成 2 3 年度宍粟市一般会計予算から第 1 1 7 号議案、平成 2 3 年度宍粟市農業共済事業特別会計予算までの 1 2 議案を一括議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） それでは、第 1 0 6 議案から第 1 1 7 号議案までの平成 2 3 年度予算の審議をお願いをするわけではありますが、これに先立ちまして新年度の市政運営に臨みます所信の一端を申し上げ、議員各位並びに市民の皆さんの御理解と御協力をいただきたいと思います。

市長として就任以来、市民の皆さんとともにまちづくりを進める市民目線に立った市政運営に心がけ、2 年を迎えようとしております。

この 2 年間は、一昨年 8 月の豪雨災害からの復興を最優先課題とし、「安全・安心のまちづくり」に取り組むとともに、地域に元気を取り戻すための地域力の向上を目指してきたところであります。

合併から 6 年が経過しようとしませんが、この間、各旧町での市民と行政のかかわり方の違いなど、参画と協働によるまちづくりの前進を鈍らせる要因ともなっている。こういったことを感じておりましたことから、本定例会に、市民とともにまちづくりに取り組むための宍粟市にふさわしいまちづくりの仕組みやルールを定める「自治基本条例」を提案しているところであり、また、職員の倫理意識の欠如によると言わざるを得ない事態が起こってきたことを真摯に受けとめ「コンプライアンス条例」を提案し、市民の皆さんから信頼される市政運営を推進することを改めて決意をいたしましたところであります。

新たな宍粟市総合計画基本計画の始まりの年となる平成 2 3 年度につきましては、「更なる創造と挑戦の年」と位置づけ、これまでまちづくりの基盤として進めてきた「市民と共に汗をかくまちづくり」を一層推進する中で、市民と行政が「明日の宍粟市づくり」の目標を共有しながら、一体となって力強く推進する取り組みを進めてまいりたいと考えております。

今、宍粟市に求められているものは、誰もが安全で安心して暮らせるまちづくりであり、また、活力ある産業を基盤に自然と歴史遺産に恵まれた故郷として力強く発展していくことでもあります。

とりわけ、森林のまちとして林業の再生を果たし、その先駆者となることではな

いかと考えております。このまちづくりの推進に当たっては、「市民に開かれた行政」、「市民と共に歩む行政」、「財政の健全化」をまちづくりの基本方針とし、常に検証と改善を行いながら市政運営に当たっていく所存であります。

「市民主権」、「人権の尊重」、「助け合いと支え合い」、「安全と安心」、「地域特性の尊重」、「自然環境の保全と活用」という自治基本条例の理念にふさわしいまちとして、本格的な協働のまちづくりを推進するための仕組みの構築が新年度の大きな課題であると捉え、その先には「人と自然が輝き みんなで創る夢のまち」の実現があると確信をいたしております。

そして、23年度「更なる創造と挑戦の年」と位置づけ、限られた財源を「選択と集中」により有効に活用し、効果的な市政運営を行うため、一つに果敢な挑戦に支えられた地域力の向上、二つには行政と地域の協働による災害に強い安全・安心のまちづくり、三つとして地域資源を活用した環境に優しい循環型社会づくり、四つ目は地域の魅力を創造・発信する産業・観光の振興、五つ目は明日の宍粟市を創る新たな教育の創造、こうした5項目を重点施策として取り組むことといたしております。

1点目の『果敢な挑戦に支えられた地域力の向上』につきましては、合併以前からの大きな課題である子どもや高齢者等「交通弱者」と言われる方々の日常生活を支える交通システムの構築を目指す取り組みとして、本年度に策定をいたしました「宍粟市地域公共交通総合連携計画」に基づく実証運行事業を実施をいたします。

また、空き家バンク制度の拡充とU I Jターン者支援を盛り込んだ定住促進事業に取り組めます。

次に、長年の地域課題でありました神河中学校跡地の利用につきまして、その方向性について、地域との協議も概ねまとまったことを受け、緑地公園整備事業に取り組むたいと考えております。

2点目の重点施策、『行政と地域の協働による災害に強い安全・安心のまちづくり』につきましては、平成21年台風第9号災害の復旧工事をすべて完了していくとともに、台風や近年のゲリラ豪雨に的確に対応ができるようにするための雨量計の設置を進めていきます。また、更新時期となっております水槽付き消防車や高規格救急車の整備を図ります。

三つ目の重点施策、『地域資源を活かした環境に優しい循環型社会づくり』については、兵庫木材センターを中心にした木質バイオマス燃料化、林地残材の利活用等による木質バイオマス利活用システムの構築、公共施設、学校等へのペレットス

トープの導入による森林資源を活用した木質バイオマスエネルギーの普及促進を図ります。

また、市内の里山林の現況と動植物の生息状況の調査をはじめとする生物多様性まちづくり事業に取り組み、貴重な自然資源を次の世代に繋いでいきたいと考えております。

また、今年国連が定めました「国際森林年」となります。国際森林年は、「人々のための森林」をテーマに、世界じゅうの森林の持続可能な経営保全の重要性に対する認識を高めることを目的としております。

「森林王国」である宍粟市においても、この節目の年に、林業再生の取り組みなどについて、イベント等を通じ市内外に情報発信する国際森林年記念事業に取り組みたいと考えております。

また、本年度より新たに取り組み、多くの申し込みをいただきましたグリーンエネルギー機器導入促進事業につきましては、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

4点目の重点施策、『地域の魅力を創造・発信する産業・観光の振興』については、昨年、市民からの寄附金をもとに設置した若者の海外研修等支援事業基金を活用した若者の海外研修等支援事業により、国際的視野や広い見識・技能を若者等が自らの創意によって習得する活動を支援してまいります。

また、「国産・地域産木材の利活用推進」などに財政措置がなされるなど、国を挙げての林業再生政策が進められる中で、兵庫木材センターの整備により、さらなる林業需要への対応が急がれることから、林業労働者の育成等を行う林業労働者確保対策事業、宍粟材の利用促進を図る宍粟材利用促進事業をそれぞれ拡充をいたします。

また、特に過疎地域などに居住されている高齢者の日常の生活を支えるとともに、市内商業事業者の経営支援も含めた取り組みとして、移動販売車購入補助事業を新たに取り組みます。

そして、「音水湖カヌー競技場」のさらなる利活用を図るとともに、市外の高校・大学・各種学校等が実施する宿泊合宿に一定の補助を行う学生合宿促進事業を新たに設けます。

また、観光等をはじめとする入込客の増加による観光及び関連産業の振興を図るため、公共機関での宍粟市の玄関口とも言える神姫バス山崎待合所に観光案内所を開設をいたします。特に、観光者が多い土・日・祝日については、観光支援員を配

置し、おもてなしの心によるきめ細やかな観光案内を行うことといたしております。

加えて、今年11月に姫路市でB-1グルメグランプリが開催されることから、それを契機とした食を通じた観光振興も図りたいというふうに考えております。

五つ目の重点施策、『明日の宍粟を創る新たな教育の創造』につきましては、継続して学校規模適正化に取り組むとともに、具体的な施設整備やスクールバス整備を行います。

幼保一元化につきましては、幼保一元化施設の設置に関する具体的な施設整備を進めてまいりたいと考えております。

また、耐震化も含めた教育施設の整備として、山崎小学校、戸原小学校、河東小学校の校舎等の改築に取り組みます。

芸術・文化活動の推進につきましては、宍粟市ゆかりの美術展を開催するほか、宍粟市出身の画家、生澤 朗氏の作品を一堂に集めて、広く市民に鑑賞していただく生澤 朗展を開催をいたします。

平成24年から平成28年の社会教育事業の指針となる社会教育振興計画を策定いたしたいと考えております。

これらの重点施策以外にも、『新規・拡充を図る事業』として、児童医療費、子ども医療費の拡充措置、地域医療の確保に関する宍粟市医師修学資金貸与制度、あるいは公立宍粟総合病院看護師等修学資金貸与制度の実施のほか、宍粟総合病院・波賀国保診療所・千種国保診療所の計画的な医療機器整備を実施をいたします。

これらの重点施策、さらには総合計画後期基本計画に基づいた平成23年度予算につきましては、一般会計で227億4,000万円、全特別会計で179億2,177万円、総額406億6,177万円といたしました。対前年度につきましては、0.6%の増額となっております。

なお、平成23年度末における地方債残高見込みにつきましては、一般会計350億4,377万4,000円、全会計で738億715万8,000円と、前年度を0.6%下回る見込みとなっております。

また、財政調整基金につきましては、取り崩しを見込んでおらず、平成23年度末で18億9,468万1,000円の残高見込みといたしております。

以上、平成23年度の市政運営に係る施策の概要等について申し上げましたが、宍粟市においても、雇用環境の悪化や地方税収入の減、加えて合併特例の期限初れが迫るなど、非常に厳しい財政運営を強いられますが、若者の定住や教育・保育環境の整備、福祉の向上などの山積する行政課題の解決に向け、市民の皆さん、議員

の皆さんと熟議を重ねながら、「人と自然が輝き みんなで創る夢のまち」の実現に向けて取り組んでまいりますので、御理解と御協力をお願い申し上げ、所信と提案の説明といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（岡田初雄君） 説明は終わりました。

次は質疑であります。ただいま議題となっております議案に係る質疑から後の議事運びにつきましては、後日行いたいと思ひます。あらかじめ御了承を賜りたいと思ひます。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、3月3日午前9時30分から開会いたします。

本日はこれにて散会いたします。

御苦勞様でございました。

（午後 3時34分 散会）